令和６年第２回吉野町議会定例会会議録（第１日目）

１．招集年月日　　令和６年６月５日

２．招 集 場 所　　吉野町議会議場

３．開 会 時 刻　　６月５日　　午前10時00分開会

４．応 招 議 員

１番	上　麻　里	２番	藤 本 昌 義
３番	辻 内 正 誠	４番	下 中 一 平
５番	山 本 義 史	６番	上 滝 義 平
７番	野 木 康 司	８番	中 西 利 彦
９番	西 澤 巧 平		

５．不応招議員　　なし

６．出 席 議 員　　応招議員に同じ

７．欠 席 議 員　　なし

８．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町　長	中 井 章 太	副 町 長	和 田 圭 史
教 育 長	土 居 正 明	参事兼政策戦略課長	小 原 壮 平
総 務 課 長	戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長	井 本 光 亮
町民税務課長	玉 村 陽 子	長寿福祉課長	吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	上水道推進室長	辰 巳 史 憲
産業観光課長	中 尾 勇	教 育 次 長	丸 上 晶
教育総務課長	辻 中 哲 也	選挙管理委員長	中 本 寛

９．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局　長	向 井 啓	主　任	坂本やよい

10. 議事日程

日程１		会議録署名議員の指名について
日程２		会期の決定について
日程３		議長の諸報告について
日程４	報第１号	令和５年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程５	報第２号	令和５年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について

日程 6	報第 3 号	令和 6 年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について
日程 7	承第 2 号	吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部改正の専決処分の承認を求めることについて
日程 8	承第 3 号	吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 9	承第 4 号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 10	承第 5 号	吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 11	議第 24 号	吉野町税条例の一部を改正することについて
日程 12	議第 25 号	吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて
日程 13	議第 26 号	吉野町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて
日程 14	議第 27 号	吉野町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
日程 15	議第 28 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
日程 16	議第 29 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について
日程 17	議第 30 号	奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について
日程 18	議第 31 号	令和６年度吉野町一般会計補正予算（案）第１号について
日程 19	議第 32 号	令和６年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について
日程 20	議第 33 号	令和６年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第１号に

ついて

日程 21　議第 34 号　動産の買入れに係る財産の取得について

日程 22　議第 35 号　動産の買入れに係る財産の取得について

日程 23　一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	ただ今の出席議員総数は９名でございます。 定足数に達しておりますので、これより令和６年第２回吉野町議会定例会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程１　会議録署名議員の指名について 会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。 １番　上麻里議員　２番　藤本昌義議員を指名いたします。 日程２　会期の決定についておはかりします。 本定例会の会期は本日より 11 日までの７日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は本日より 11 日までの７日間に決定いたしました。 開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。 中井町長。
中井町長	開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 令和６年第２回吉野町議会定例会を招集させていただきましたところ、全員ご出席いただき、誠にありがとうございます。 本定例会に上程させていただく議案でございますが、報告案件３件、専決処分の承認が４件、条例の改正が４件、規約の変更が１件、組合の解散が１件、財産処分が１件、補正予算（案）が３件、動産の買入れが２件でございます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申しあげます。 この機会に皆さん方のお手元に配布しております臨時議会以降の行政報告を、かなりございますので、主なものだけご報告させていただきます。 3 月 31 日「吉野町と奈良クラブの連携協力に関する包括協定締結式」を行いました。この奈良クラブさんでございますが、地域住民と交流を図りまちづく

	り、まちおこしに寄与されるということで、39 市町村応援プロジェクトを実施されております。吉野町も運動公園を中心にスポーツを通してまちづくり、そして地域づくりということで包括連携の協定式を行わせていただきました。 5 月 19 日「龍門大宮大修理記念祭」が行われました。龍門に山口神社という名称で皆さん方は知られていると思いますが、こちらが龍門大宮という形で山口神社と高鉾神社、この二つの本殿を一つとして龍門大宮と呼び、1,100 年以上の歴史があるということで。なぜ、こういったことをここに書いてあるかと言いますと、吉野町にとりまして竜門岳という 904m でいちばん高い山がございます。そんな中でこの神社は竜門岳の神としてお祭りをしており、山の恵みでいろいろな生活の営みをしていただくということで、地元の方を中心に元々は 21 地区で成り立っていましたが、今 6 地区になって守られているということです。神社そのものも各地区にございますが、維持していったり大修理というのは非常に大変なことかなと思います。そんなところで、いま一度地域に住む皆さん方がこの神社を通してその恵みとか、もう一度考える機会になればなあということで私も記念祭のほうには参加をさせていただきました。 5 月 21 日「ガーディアン 72 災害支援プロジェクト協定式」を行いました。ガーディアン 72 とありますが、大規模災害時には 72 時間以内で支援ができる仕訳不要のボックスを備蓄するということで、大規模災害時には職員も被災することもございますし、物資等々の仕分をしていかないといけないということで、こういったガーディアン 72 という支援ボックスを、企業さんが支援していただけるということです。人口の約 1 割を備蓄していくというのが、ある一定程度目標に定められております。そんな中で、まだ物資そのものは届いていませんが、それぞれの保管庫において災害時に備えるという形で協定式をさせていただきました。 6 月 4 日、昨日でございますが第 1 回の奈良県市町村サミットがございました。こちらの市町村サミットも知事がかわり、市町村サミットの中身が少し変わってまいりまして、自治体の職員がまちづくり、村づくりの取組を事例報告を兼ねてしていく形になりました。そして、県のほうからは情報提供であったり提案という形でプレゼンをいただくということになっていました。昨日も、

	NHK でもやっていたと思いますが、ベビーシッター等の利用支援とかそういった形の報告をいただきました。前回の市町村サミットでも、子育て支援を中心に知事がいろいろと力を入れられてまして、保育料の無償化とか、そしてまた、給食費の無償化とかそれぞれのテーマがあるのですが、今は優先的に保育園の先生方の支援をしていくという形で、給食費とかは国のほうで審議もしているということで、今は継続審議になっております。そういったこともこの市町村サミットにおいて、いろいろと情報提供をしながら意見交換をするという場になっております。 　行政報告につきましては、改めてたくさんございますが以上とさせていただきます。 　本日から６月議会が始まります。新たな体制、管理職もある程度替わっての議会でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思います。どうぞ、慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。
野木議長	ありがとうございました。 　日程３　議長の諸報告に入ります。 　会議規則第 128 条第１項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。 　日程４　報第１号「令和５年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 　説明を求めます。 　小原参事。
小原参事	失礼いたします。 提出議案等説明資料の１ページをご覧ください。報第１号「令和５年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」説明いたします。根拠法令といたしましては、地方自治法第 213 条第１項繰越明許費の

	規定に伴い、地方自治法施行令第146 条第２項の規定による議会報告を行うものでございます。繰越明許費といたしまして、２款「総務費」公有財産管理事業から、10 款「災害復旧費」現年 単独災害復旧事業までの14事業、1億9,904万9,000円を翌年度に繰り越しを行うものでございます。なお、繰越額の財源内訳については、下の表のとおりとなっております。以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程５　報第２号「令和５年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 戸毛総務課長。
戸毛総務課長	それでは、報第２号「令和５年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」ご説明を申し上げます。提出議案等説明資料２ページをご覧いただきたいと思います。 まず、令和５年度の決算の概要を説明させていただきます。収益的収入及び支出でございますが、収入は99円定期預金の利息でございます。支出はありません。また、資本的収入及び支出でございますが、収入は0円、支出につきましては2万6,190円となっております。こちらは土地開発基金への利息の支払いでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、前年度繰越剰余金で補填をしたものでございます。 また、３番の剰余金処理計算書でございますが、前年度と比較いたしまして99円の増額で、4,801万4,141円となったものでございます。４番の事業報告につきましては、令和５年度は、積極的な公有地取得がなかったということで、通常業務に終始したところでございます。公有用地の移動はなく、借入金の増減もありませんでした。以上でございます。よろしくお願いいたします。

野木議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程６　報第３号「令和６年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 戸毛総務課長。
戸毛総務課長	それでは、報第３号「令和６年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」ご説明を申し上げます。同じく説明資料の３ページをご覧いただきたいと思います。 令和６年度の土地開発公社の予算の概要でございます。収益的収入及び支出につきましては、それぞれ 42 万円と定めるものでございます。また、２番の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は 1,100 万円。長期化借入金につきましては、公有用地取得が発生した場合に借入れを行うものでございます。また支出につきましては、資本的支出 1,105 万 4,000 円でございます。こちらにつきましても、公有地取得費及び土地開発基金への利息でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 5 万 4,000 円につきましては、前年度繰越剰余金で補填するものでございます。３番の事業計画でございますが、令和 6 年度におきましては、公有用地の先行取得 1,000 万円、またそれに付随する事業費用として 100 万円を計上しております。なお、資金計画につきましては、以下のとおりでございます。なお、急遽の土地の購入があって必要になった場合の予算ということでご理解をいただけるとありがたく思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。

	質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程７　承第２号「吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部改正の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 戸毛総務課長。
戸　毛 総務課長	それでは、承第２号「吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部改正の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。議案等説明資料４ページに基づきご説明をさせていただきます。 専決処分の概要といたしまして、専決処分事項　吉野町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を全部改正するものでございます。専決処分日として令和6年4月12日としております。専決処分の理由についてご説明をいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令。この当該政令が令和6年4月12日に公布され、上記法律の施行期日を同年5月27日としたことに伴い、吉野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を早急に改正する必要があったため、専決処分とさせていただいております。改正概要についてご説明を申し上げます。法改正によりまして、情報連携が可能な事務規定をする別表第2、法においての別表第2が削除されたことに伴いまして、これに対応いたします同表を参照するものを

	当該条例として規定するものでございます。第２条につきましては用語定義の追加、また第４条につきましては、「法別表第2」に係る文書を「特定個人番号利用事務」に改正する。それから別表１から３について、庁内連携や同一地方公共団体への特定個人情報の提供に関する事務や、情報を規定している各表において具体的な事務、または情報の内容を明記するように改正しております。非常に複雑でわかりにくいような内容になっていますが、簡単に申し上げますと、個人番号を利用する行政関係の事務について、いわゆる独自利用も含めまして、それを条例で規定することに伴って、利用者から情報を取るのではなくて連携を持って情報を進めていくというような形で、国が国の法律を規定しますと法律改正に時間がかかるということで、国のほうで一部いろんなことを明記して、それに基づいて各自治体が独自利用するものを定めていくというようなことで、それを条例の改正でもって今後拡大とか削除していくような事務になるという内容でございます。 　施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日が、令和６年５月27日となっておりますので、施行期日を令和６年５月27日とさせいただきます。以上です。よろしくお願い申し上げます。
野木議長	質疑を求めます。 　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 　意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 　意見がないようですので、これで討論を終わります。 　おはかりします。 　本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 　異議なしと認めます。 　よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

	日程８　承第３号「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	それでは、承第３号「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の５ページをお開きください。 専決処分の概要でございます。 専決処分事項は吉野町税条例の一部を改正する条例でございます。 専決処分年月日は令和６年３月 30 日です。 専決処分の理由等は、地方税法、地方税法施行令等の一部改正に伴うもので、これらの法令が令和６年３月 30 日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴い、吉野町税条例の一部を早急に改正する必要があったためでございます。 改正の概要でございますが、まず、町県民税関係では、職権による減免を可能とする規定の追加と、令和６年度及び令和７年度分の個人町民税における特別税額控除、こちら特定減税に係る規定の追加でございます。令和６年度の町民税、所得税割から定額を限定していくもので、本人及び配偶者を含めた扶養親族１名につき、１万円の減税を行うための規定の追加でございます。固定資産税関係では、町県民税と同じく、職権による減免を可能とする規定の追加と、わがまち特例に係る所要の改正、地価が下落した場合の土地価格の特例期間を令和８年度までの延長するものと、宅地等の負担調整措置を令和８年度まで３年間延長する改正でございます。納税環境整備では、新築された認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅に対する固定資産税の減額措置における申告の見直しに係る改正でございます。 施行期日は令和６年４月１日です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。 日程９　承第４号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	承第４号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の６ページをお願いいたします。 専決処分の事項ですが、改正する条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正するものでございます。 専決処分年月日は令和6年3月30日です。 専決処分の理由は、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除、または不均衡課税に伴う措置が適用される場合等を定める政令等の一部を改正する省令が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行される

	ことに伴い、本条例についても４月１日に施行する必要があり早急に改正する必要があったためでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、対象地区、吉野町では全域となっておりますが、事業などの用に供する設備を取得、制作または建設し、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の課税免除の適用を受けることが出来ます。この期間を令和６年３月31日から令和９年３月31日に延長するものでございます。 施行期日は令和６年４月１日です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。 日程10　承第５号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民	承第５号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承

税務課長	認を求めることについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の７ページをお願いいたします。 専決処分事項は、吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。 専決処分年月日は令和６年３月31日です。 専決処分の理由は、地方税法施行例の一部改正に伴うもので、こちらの法令が令和６年３月30日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴い、吉野町国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要があったためでございます。 改正の概要でございますが、保険税の軽減判定所得の見直しでございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定で、被保険者数に乗ずべき金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定算定で、被保険者数に乗ずべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。 施行期日は令和６年４月１日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （「意見なし」の声あり） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

	日程11　議第24号「吉野町税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第24号「吉野町税条例の一部を改正することについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の８ページをお願いいたします。 改正の主旨ですが、公益信託二関スル法律が全部改正されたことに伴い、公益信託に係る寄附金控除の対象を定める必要があったためのものと、私立学校法の一部改正に伴う条ずれの解消でございます。 改正する条例は吉野町税条例で、改正の概要でございますが、まず、第34条７号の寄附金税額控除関係といたしましては、公益信託二関スル法律の全部改正により、許可制度を廃止し行政庁が認可するものに変更されます。こちらに伴いまして、知事の認可を受けた公益信託を寄附金税額控除に含めるための改正でございます。続いて、第56条関係の私立学校法の一部改正に伴うものでございますが、私立学校法第64条第4項の規定が、第152条５項に移行したものに伴う条ずれの解消でございます。 施行期日でございますが、第56条関係、私立学校法の一部改正に伴うものが、令和７年４月１日から施行で、第34条の７第１項関係のものが、寄附金税額控除関係になりますが、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の１月１日となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　）

	異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程12　議第25号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第25号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の９ページをお願いいたします。 改正の主旨といたしまして、子ども医療費助成の現物給付方式の対象を6歳から18歳まで拡大するものでございます。 改正する条例は、吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例でございます。改正の概要でございますが、今まで7歳から18歳までの子どもの分の医療費は、医療機関等の窓口で、健康保険負担割合分3割負担を負担した後、後日助成金として事前に登録されている口座に入金されていました。保険診療分は全額助成ではあるのですが、一旦医療機関で支払うことが必要でございました。今回の改正によりまして、0歳から6歳児の未就学児と同様に、県内の医療機関は、保険適用分の医療費は自己負担なしで受診できるようになるものでございます。 施行期日は令和6年8月1日でございます。ご審議のほどお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　）

	異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程13　議第26号「吉野町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第26号「吉野町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて」ご説明いたします。議案等説明資料の10ページをお願いいたします。 改正の主旨でございます。子ども医療費助成の現物給付方式の対象を6歳から18歳まで拡大するものでございます。 改正する条例は、吉野町子ども医療費助成条例でございます。改正の概要といたしまして、先ほどの議第25号、ひとり親家庭の医療費助成の条例と同じように、今回の改正によって0歳から6歳の未就学児と同様に、県内の医療機関では保険適用分の医療費は自己負担なしで受けれるようになります。 施行期日が令和6年8月1日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

	日程 14　議第 27 号「吉野町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第 27 号「吉野町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて」ご説明いたします。議案等説明資料の 11 ページをお願いいたします。 改正の主旨は、子ども医療費助成の現物給付方式の対象を 6 歳から 18 歳まで拡大することに伴うものでございます。 改正する条例は、吉野町心身障害者医療費助成条例でございます。改正の概要は、議第 25 号、議第 26 号と同じく、今回の改正によって 0 歳から 6 歳の未就学児と同様に、県内の医療機関等で保険適用分の医療費を自己負担なしで受診できるようになる改正でございます。 施行期日が令和 6 年 8 月 1 日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。
	日程 15　議第 28 号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　）

	説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第28号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について」ご説明いたします。議案等説明資料の12ページをお願いいたします。 改正の主旨でございます。令和7年3月31日をもって奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することに伴い、構成市町村の議会の議決を求める必要があるため、地方自治法第290条の規定により組合規約の一部を変更するものでございます。 変更する規約は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約でございます。改正の概要でございます。奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は、平成17年1月1日、構成市町村の条例に基づき、貸付けを行った貸付資金の公正で適正な償還を進めるため、専門的な知識を要する滞納対策に特化し、長期にわたる業務を効率的に行うため設立されましたが、令和6年度末で管理組合を解散することによる条文の追加でございます。現在の構成市町村は16市町村でございます。 施行の期日は、奈良県知事の許可のあった日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程16　議第29号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散につ

	いて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第29号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について」ご説明いたします。議案等説明資料の13ページをお願いいたします。 解散に伴う協議書の概要でございますが、1条の解散の時期でございます。令和7年3月31日です。2条関係で事務の承継といたしまして、1の公文書の管理でございますが、こちら労働保険の精算事務など解散に伴う事務は五條市が承継いたします。2から7は金銭関係処理のことが記載されております。一般会計は、未払金や経費を差し引いた後に残余金がある場合、構成市町村が組合設立から解散に至るまでの間に、組合に負担した負担金の割合に応じて配分することになっております。市町村特別会計におきましては、未収金は貸付けを行った市町村に帰属させるとなっております。一般会計、特別会計ともに、解散日の令和7年3月31日をもって打ち切り、五條市長が決算を行います。市町村特別会計は、決算後に五條市から当該市町村に送付された後、当該市町村の監査委員の審査に付され、議会の認定に付するものでございます。第3条関係におきましては、この協議書に定めるもののほか、必要な事項は構成町村の協議により定めるとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 上滝議員。
上滝議員	何も質問ないようですので、私のほうから簡単に質問させていただきます。 実はこの組合そのものが解散、管理組合が解散されたと。これは結構ですが、今吉野町単独でどのぐらいの貸付金があるのかということが1点。それからあと1点は、その貸付け分を徴収するにあたって、どこの課がやるのかというこ

	とだけ教えていただきたいと思います。以上。
野木議長	玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	今の上滝議員さんのご質問に回答させていただきます。 令和５年度末現在速報値で、今、金額をもらっていますのが、９件で2,540万1,905円の残りがあると組合のほうから聞いております。こちらのほうの回収は、現在の組織でいきますと町民税務課が引き継いで回収にあたることになると思います。以上です。
野木議長	ほかにございませんか。 上滝議員。
上滝議員	2,540万の徴収をしようと思ったら、大変な苦労がかかると思いますけれども、今他町村のことを言えば、東吉野では税金の滞納に対して、徴収を別に雇って税の徴収に図っておるというような答えがあるんですけれども、吉野町はそんなことはないんですか。今後も。
野木議長	玉村課長。
玉村町民税務課長	失礼いたします。税の徴収に対して、徴収だけで特別に人員を割いているかということでございましたら、現在の人員では他の業務も兼任しておりますので、特別に徴収だけで対応している人員はいないという状態でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	今後は。
野木議長	玉村課長。

玉村町民税務課長	今後の人員の配置でございますが、現在の人員ではちょっと難しい状態でございまして、人員も増員が図れるということになったらまた対応が変わってくるかとは思うのですが、現在の人員ではなかなか専門では難しいということでございます。以上です。
野木議長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程17 議第30号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。
玉村町民税務課長	議第30号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について」ご説明いたします。議案等説明資料の14ページをお願いいたします。 財産処分の概要でございますが、財政調整基金におきましては、令和6年度末の残高を組合設立から解散に至るまで、構成市町村が組合に負担した負担金の割合に応じて配分いたします。負担金の割合は別表に示されておりますように吉野町は1.13%でございます。２の物品は廃棄します。3電算システムの著作権は放棄するとなっております。４構成市町村が貸付けを行った債権でござ

	いますが、令和７年１月 31 日時点で残存するものは、令和７年２月１日付けで貸付けを行った市町村に債権を移管するものです。残存額が確定しない債権は、確定後、令和７年３月 31 日までの間に移管します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 18　議第 31 号「令和６年度吉野町一般会計補正予算（案）第１号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 小原参事。
小原参事	ご説明申し上げます。提出議案等説明資料の 15 ページをご覧ください。議第 31 号「令和６年度吉野町一般会計補正予算（案）第１号について」ご説明させていただきます。 まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 805 万 5,000 円を追加いたしまして、補正予算後の歳入歳出の予算額を 61 億 705 万 5,000 円とするものでございます。続きまして地方債の補正でございますが、公民館改修につきまして 440 万円を増額いたしまして 600 万円とするものでございます。 続きまして、歳入の補正でございます。15 款「国庫支出金」で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、及び青少年教育施設を利用したネット依存対策推進事業委託金、合わせまして 365 万 5,000 円の増額でございます。22 款「町

	債」につきましては、先ほど地方債の補正でご説明いたしましたとおりでございます。 　続きまして、歳出につきまして、１款「議会費」から９款「教育費」までの職員給与費で880万6,000円の減額でございます。こちらは主に令和6年4月1日付の人事異動に伴いますものでございます。２款「総務費」のうち、財政調整基金積立金740万6,000円の増。移住定住促進事業60万円、空き家バンクの運営に関する費用でございます。３款「民生費」のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金､新規非課税世帯等追加給付分事業で115万5,000円。こちらはシステム改修委託料の増額でございます。９款「教育費」のうち、青少年健全育成事業250万円。こちらにつきましては、青少年施設を活用した、ネット依存対策検討委員会交付金、これは国の委託事業で全額国費でございます。また、中央公民館等管理運営事業520万円につきましては、非常用発電機の修繕及び更新に係る設計監理委託料等でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 　おはかりします。 　本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 　異議なしと認めます。 　よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 　日程19　議第32号「令和６年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 　玉村町民税務課長。

玉村町民税務課長	議第32号「令和６年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について」ご説明いたします。提出議案等説明資料の16ページをお願いいたします。 歳入歳出の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万2,000円を追加するもので、補正後の歳入歳出の予算総額は10億7,749万2,000円でございます。 歳入の補正は、３款「国庫支出金」２項「国庫補助金」社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として149万2,000円。 歳出の補正が、１款「総務費」１項「総務管理費」１目「一般管理費」で、総務管理事業として149万2,000円。主なものが委託料の143万円でございます。マイナンバーカードを利用した保険証、マイナ保険証でございますが、こちらの個人向け通知文を発行するためのシステム改修費用、及びシステム改修の費用に対する補助金でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程20　議第33号「令和６年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第１号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 辰巳上水道推進室長。

辰巳上水道推進室長	議第33号「令和６年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第１号について」ご説明させていただきます。 収益的支出の補正。補正額といたしまして219万円、補正後の額４億955万円。資本的支出の補正。補正額が890万円で補正後の額が３億4,726万円。予算第８条に定めた経費は職員給与費でございます。 収益的支出､資本的支出合わせまして補正額が1,109万円となっております。収益的支出、資本的支出、いずれも人事異動による職員給与費の増となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程21　議第34号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 戸毛総務課長。
戸毛総務課長	それでは、議第34号「動産の買入れに係る財産の取得について」ご説明申し上げます。議案等説明資料18ページのほうをお開きいただきたいと思います。 今回取得いたしますのは、消防ポンプ自動車CD-I型１台でございます。この消防車につきましては、配置場所は中荘第１分団を予定しております。取得の目的といたしましては、消防防災施設の整備でございます。取得金額は2,640

	万円、うち、消費税に相当する額として240万円となっております。なお、財産の取得に伴う契約の方法は指名競争入札によって行うものでございます。契約の相手方でございますが、住所は兵庫県三田市テクノパーク32番地。株式会社モリタ関西支店でございます。支出科目は記載のとおりとなっております。 なお、当該中荘消防団の消防ポンプ自動車につきましては、平成12年度に取得しており以降24年が経過していること、老朽化も著しいことから、このたび更新をするものでございます。ご審議ほど、よろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程22　議第35号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （事務局朗読） 説明を求めます。 戸毛総務課長。
戸毛総務課長	それでは、議第35号「動産の買入れに係る財産の取得について」ご説明申し上げます。議案等説明資料19ページのほうに記載しておりますので、それに基づきご説明をいたします。 まず、取得品目ですが小型動力ポンプ付積載車1台でございます。配置場所につきましては、中竜門第2分団。香束のほうにあります分団に配置をいたします。取得の目的は、消防防災施設の整備でございます。取得金額814万円、

	うち、消費税に相当する額は74万でございます。財産の取得に伴う契約の方法は指名競争入札により契約をいたします。契約の相手方でございますが、住所、奈良県奈良市恋の窪2丁目12番9号、小川ポンプ工業株式会社奈良出張所となっております。支出の科目については記載のとおり。なお、今回の取得につきましては先ほど申しましたように、中荘の消防車とともに、これにつきましても平成12年度に取得したものであり、同じく24年が経過していること。また不良箇所も多々発見されておりますので、中荘分団と合わせて整備をしていくものでございます。以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程23　一般質問に入ります。 上滝義平議員より出されております (1) 役場庁舎の分散配置について の一般質問をお願いします。 上滝議員。
上滝議員	６番　上滝でございます。 ただいまから、一般質問をさせていただきます。 役場庁舎の分散型配置についてのご質問をさせていただきます。 その前に、趣旨なり要旨なりを申し上げます。上市の本庁舎が老朽化しており、庁舎の在り方の検討を進められているが、現在でも、長寿福祉課、水道庁

	舎、香束庁舎、クリーンセンターなど分散型となっている。住民サービスにつながっているかどうか。そこら辺の話をさせていただくわけでございますが、その前に背景を総務課長にお尋ねしたいと思います。今現在の職員の数、令和５年度と６年度の比較。そして課の数。課がどのぐらいあるのかということ。それから管理職の参事級。中井町長が頑張ったおかげで参事が多いやないかという話の中で、今現在少なくなっておるそうでございますけれども、その数とそれから……。そんなもんやな。よろしく。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	失礼いたします。ご質問にお答えしたいと思います。 まず初めに、職員数についてのご質問であったと思いますが、職員数についてご説明申し上げます。令和５年度の職員数。町長、副町長の特別職は除いた数字とさせていただきます。令和５年度につきましては 138 名。うち、再任用職員を８名含んでおります。また、会計年度任用職員につきましては、フルタイムの職員が 13 名、パートが 105 名、計 118 名。令和６年度でございますが職員数 139 名。うち、再任用が６名となっております。なお、会計年度任用職につきましては、フルタイムが 17 名、パートタイムが 101 名の合計 118 名。これがまず職員数のご理解でお願いしたいと思います。あわせて参事の数でございますけども、小原参事、教育次長の２名ということになっております。 （　「確か前７名やったな」　の声あり） もう少し前の時は７名でしたが去年も２名であったと。去年は、黒田参事と上林次長という形の参事２名体制でした。 それから課の数等でございますが、令和５年度、令和６年度とも、町長部局が７課８室になっております。教育委員会は２課１室。なお、議会事務局は執行機関が別でございますので、ここに議会事務局が入ってくるというような数になっています。先ほど上滝議員からもご質問がありましたように、課の数、室の数は変わっておりませんけども、いわゆる暮らし環境整備課の事務所の数が当初２か所であったものから、令和６年度４か所に拡大してきておるという

	ようなご理解でお願いしたいと思います。以上でございます。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	丁寧な説明ありがとう。 実際、課は増えたんでも何でもないの。ただ分散をしたということ。 （　「はい」　の声あり） 非常にこのことに関しては、吉野山、六田、左曽、丹治、飯貝、そして上市地区全域。中荘地区、国栖地区もありますが、中荘地区、国栖地区については、区長さんに私からこの分散型庁舎についてどう思うどというようなことを聞いたら、分散型ではなく一体化してほしい。なぜなら一つの問題で行くときにその場所へ行ったら全部済むと。総合の案内場でもつくってくれたらいいのになというような話をしておりました。私も議員としていろいろと各課に聞くときに、ほとんどと言うほど「課長おるか」「おりません」「課長補佐おるか」「おりません」「何でよ」こう言うたら「今日は出張ですね」「今日は会議ですね」勤務時間中に自分の仕事せんと、会議がたくさんあるので非常に私から連絡がとれないというような状況であります。 そんな中、町長にお尋ねをさせていただきたいと思います。 上市の本庁舎が老朽化しておりまして、庁舎のあり方自身の検討委員会が進められているがもう終了したのか、してないのか。現在でも長寿福祉課、水道庁舎、香束庁舎、クリーンセンターなど分散型となっている。住民サービスにつながっているかどうかっていうことでございます。その審議会の様子でありますが、まだ、町長の考えを言うことができへんのか、できるのか。現在においても庁舎がばらばらで、どこに相談してよいかわからないという住民の方々も非常に多いということでございます。長寿福祉課、水道庁舎。これは前からありますが、香束庁舎、クリーンセンターなど、特に香束庁舎につきましては、農業関係、林業関係があると。ちょっと相談しに行くときにも、非常に吉野地区、上市地区、中荘地区、国栖地区については相談がしにくいということがありますので、そこらの考え方をどう考えておるのか町長にお聞きしたい。

野木議長	中井町長。
中井町長	自席から失礼いたします。 まず、今の検討審議会の状況でございます。昨日第7回行政サービスの変革と新庁舎整備検討審議会が行われました。今日の奈良新聞等にも出ておりましたが案として、今最終答申に向けて恐らく次回が最後の答申の決になろうかなというふうに思っています。そういったことで審議会のこともありますので、私はその答申をいただいて方向性をまた決めていきたいなというふうに思っておりますので、その件に関しましてはその程度で留めたいなと思います。 そして、現在の庁舎の分散化でございます。 このことについて少しお話をさせていただきたいなと思います。それぞれの地域の自治体の状況というのがあろうかなというふうに思います。まず、私も町政を引き継いだときに長寿福祉課が吉野病院のとこに入っていたり、そして社会福祉協議会がそこに連動している。暮らしに関しては飯貝庁舎にあるという形でのスタートでございました。これは、当初から役場庁舎に全てが入らないということも含めてですが様々な形でそうなってきたと。時代が昭和、平成、令和と変わってくる中で、役場庁舎に来られる方、当然おっしゃっていただいたように様々な方がおられると思います。一つのところで完結型で全てのものについて申請書を出したりする時代から、今は郵便局であったりコンビニであったり、申請書等々もそれぞれの近いところで出せるようになってまいりました。そういったことで一つは住民サービスがデジタルによって変わってきたということが1点でございます。 もう1点はデジタル化を今行政は進めておりまして、書かない窓口やどこに行ってもそのデジタルにつながることによって対応できるようになってきているというのも現実論としてあります。そういったことが背景にある中で、今現在としては、庁舎整備を進めている中で、なかなかその公共施設も維持していく中でどう活用していくかということも大きなテーマになっていますので、できる限り新しいものをつくらず利用していくというのが、今私の課せられた使

	命かなと思っています。その中で一つは暮らし環境のほうですが、飯貝庁舎、ここに関しましては令和7年度事業統合です。今県域水道の一体化を進めている中で、施設そのものを県のほうに移管して職員も県に派遣して事業をやっていくということで、いずれにしても令和7年度に向けて準備の段階で、水道事業そのもの以外は出ていかないといけないということがございました。その中で、暮らしはもともと農林と暮らしのまちづくり系、建設系が分かれていました。本来であればこっちに戻ってくると農林と一つになるかなというところだったと思います。ただ、昨今のこの災害状況、特に吉野町はレッドゾーン、イエローゾーンが多いので、今香束地区のあけみどりに県の防災備蓄倉庫としてかなりの備蓄を保っています。そういったときに、吉野町においては分断されるケースもある中で、農林と暮らしを一緒にセットするときにあの地域には運動公園があって被害のときに防災対応できると。そしてまた、機械化センター、県の森林組合があるということで、そちらのほうに行かせていただくことによって緊急時、災害時にも対応できるということで、まちづくり系と総務系で分かれたという経緯がございます。ですから若干、それぞれの見方があろうかと思いますが、今の現状の中でそういった分散型というのも一つの私のイメージになっているかなと思います。 　ここは考え方もあろうかと思いますが、当然、吉野町の人口が減ってきて集落そのものは人が減ると。やっぱりこれから行政マンというのは、ある程度町内をうろうろしながらでも、その抑止力も含めて管理していくという時代も必要かなというふうになっていますので、そこは今庁舎整備を進めてますが、最終的にどういう形の分散型になるか、ある一定程度のところでの分散になるかというのは、最終的には答申を受けて決めていきたいなと思っています。
野木議長	上滝議員。
上滝議員	町長ありがとうございました。 町長のほうから、町長としての立場上、物を言うておるような感じはしますけれども、私はいつでも住民の皆さん方から聞いた答えを行政に届ける仕事を

	一生懸命やっております。その証拠にこれ何やったんで、あれ何やったんでというようなことをよく言われる。今日も長寿福祉課のほうから書類をいただきましたけれども、これも有権者の方からホームヘルパーの問題を教えてほしいということで、具体的に説明をしていただいたわけですけれども、町長自身本庁舎をどこに置きたいかっていう気持ちは分かる。しかし、私たち４名は必ず中央公民館へ、耐震をしてあるので、あこへ役場を持っていったらええやないかと。そして３分の２以上おらなければ移転することは出来ないことわかってもの言うとんかなという思いもしております。 　とにかく住民の側に立って一体化してほしいっていう話は、香束があかんとかええとかいう問題と違って１回行ったら１度で済むと。そして、物を買うとき、あるいは銀行へ行くとき、税務署行くとき、ついでに本庁で処理をしていただくというような人がたくさんおるわけですね。どっちがええとか悪いとかいう問題やなしに、どちらが便利なのかということを私が問いましたら、国栖地区と中荘地区の区長は耳そろえて、一体化してほしいと。そんなばらばらみたいなんはかなんと。役場みたいなあんまり行けへんのに何で。これって町長のやり方間違っとんちゃうかというようなきついお言葉もございます。そんなことで今後もご検討願って終わります。ありがとうございました。
野木議長	続いて、上麻里議員より出されております (1) 子育て支援について (2) 町民に信頼される行政の在り方について の一般質問をお願いします。 上議員。
上　議　員	１番　上麻里でございます。 今回２点の質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 まず１点目、子育て支援についてです。人口減少問題への関心を高めるために、民間組織、人口戦略会議が 2024 年 4 月、消滅可能性があると分析した 744 の自治体名を公表しました。2020 年から 50 年の 30 年間で、子供を産む中心の

	世帯となる20歳から39歳の女性が半数以下に減少する自治体は消滅の可能性があると定義していますが、公表された報告書によると、吉野町は全国の中でも上位に消滅可能性自治体でランクインしていました。この結果について、町民の方や私たちも驚きとショックで話題になりました。 町長、この結果についてどのようにお考えですか。
野木議長	中井町長。
中井町長	上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。 人口政略会議の消滅可能性自治体の可能性は私も承知をしております。私も議員時代、2014年からこの消滅可能性都市の自治体としてランクインしていたのを今でも覚えております。それから私も2020年から町長に就任させていただいています。 国勢調査に基づく減少率をベースに、こうして将来の予測をしていくわけですね。私もその数字があるからこそ、第５次総合計画の中で0から4歳児、4歳児以下の特に子育て世代を中心に総合計画の中で推進していこうということで、職員が一丸となって空き家移住政策とかいろいろ取り組んでまいりました。ですから、あの数字が非常に危機感を持っているのは事実です。ただ、それをどうやって１自治体としてやっていくかというときに、その数字をしっかりと捉えていこうと。転出転入の社会増減を見ながら、そしてまた30代、40代の女性の世代がどれぐらい転出して転入しているかという数字を見ながらしております。その中で恐らく令和4年か3年ぐらいだったと思うのですが、日経新聞に改善幅というのが一時出ました。子育て世代、30代から40代の減少が今まで高かったのが改善しましてランキング５位と出ていました。小さな変化ですがそういったことを追いながら、少しずつ転出転入の社会増減を少なくしていこうと。ですから30代から40代に関しましては、私の手元に今ないですが、減少幅が少しずつ下がってまいりまして、何とか昨年ベースでいくと30代40代マイナス4ということで、もう少しで転入超過に抜けていけるかなということもつかんでいます。消滅可能性自治体というのは86％とか50％とか数字はあ

	りますが、これは未婚の女性の方が多い日本社会の中で、どうやって結婚をふやしていくかとか、そしてそういった形で少子化対策につなげていくかという総合的な政策が必要ではないかなと感じておりますので、そういったところもしっかりと情報を出しながら、少しでも不安をあおらないような形では進めていきたいなと思っています。ただ、数字そのものはやはり前回とそんなに変わらない状況でございますので、しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。
野木議長	上議員。
上議員	子育て世代の方が吉野町で住むにあたって雇用促進も重要ですが、子育て支援をしっかりしていることが大前提ではないかと考えます。 近隣の市町村の自治体に出向き話を伺ってまいりましたが、吉野町は他の自治体と比べて未就学児への支援が充実していると思いました。ですが更なる子育て世代への支援や充実が子育てしやすい吉野町として、子育て世代のアピールになるのではないかと思います。 今年3月までの約1年半、コロナ対策補助金、あるいは物価高騰対策補助金によりさくら学園の給食は無償でした。しかし今年度から学校給食が有償となっています。小学生は4,300円、中学生は4,900円の家庭負担。町が既に行っている負担、町の責任で行うべきものを、町の条例を含めて説明をお願いいたしたいと思います。
野木議長	土居教育長。
土居教育長	給食のお話をいただきました。給食といいますのは、もう十分ご承知おきだと思いますが、世界から注目されている日本の教育の柱の一つでございます。その給食を規定しているのが国の法でいうと、学校給食法という形になります。学校給食法の中で言いますと、給食を提供するために必要な施設費、人材費あるいは光熱費や食材費等々あるわけですが、その中の食材費に関しては保護者

	負担であるというふうに明記されているものでございます。あと、設置者負担ということでそれ以外のものを負担させていただいています。 　ご指摘いただきましたとおり、コロナ禍の中ではコロナの交付金によりまして無償化が実質的に実現しておりました。その交付金がなくなりました今現在ですが、大変食材費が高騰しておりまして、その高騰分は町で負担させていただいています。大体3分の1に及ぶかなというふうに思いますが、その辺りは町で負担させていただきながら、コロナ前と同じ金額でのご負担をお願いしているというところです。ただ、質を落とさないと。吉野町の給食というのは、地産地消、地元の食材を用いまして非常に豊かな給食が展開されております。そのことも含めてその質を落とさない、その代わりその高騰分は負担させていただくということで、現在再開させていただいているところということになりますが、最初の町長のあいさつにもありましたとおり、国やあるいは県のほうで施策がいろいろ検討されております。その検討していただいている中身を注視しながら、本年度以降も町の施策として検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
野木議長	上議員。
上　議　員	年度途中でも早急に無償化を実施する近隣の自治体もございます。 　物価高騰などで厳しい経済状況から給食費の支払いが困難になり、バランスのとれた食事をとる機会が失われ、学習意欲や学力に影響を及ぼすのではないかと懸念される中で、やはり全国的にも学校給食の無償化が広がっています。子供たちが健やかに成長する中で、給食は非常に重要なことです。また、年間5万円は子育て世代にとって大きな負担であります。給食の無償化をすることによって、経済的な安心感を向上させ子育て意欲を高めるものになると思います。 　給食無償化について町長の考えをお答えください。
野木議長	中井町長。

中井町長	給食費無償化の考え方を述べさせていただきます。 先ほど教育長から話ありましたとおり、コロナ禍で無償化を実行しました。これは緊急事態ということで家計を支えなければいけないということで、家計支援という意味で給食費も無償化をさせていただきました。そして今現在、近隣自治体でも選挙の公約で無償化とか、そういう一面だけがすごく出るケースがあろうかなというふうに思います。根本的に私は、義務教育課程の中で給食というのは、例えば、家に居ても外に出ていても、どこで居てもお昼はとらなければならない。その中で本当に無償化するのであれば、今国が審議中でございますが、ここの自治体は無償でこちらは違うというのはバランスが悪いのではないのかなと。国全体として無償化でやるということを進めることによって、それぞれの地域で調理師を入れながら食育としてやれるかどうか。その不足分をオリジナルで出していくかとかいうふうなことが本来必要ではないかなというふうに思っています。 そういった中で、先ほど県の市町村サミットでもありました保育士の処遇改善をまず優先して、給食費の２分の１補助も今少し検討審議に入っているというとこでございますので、私自身は本来はそういう形でやるのが理想ではないのかなというのがベースにあります。その中で教育予算としてどう捉えるかというのは次に大事かなというふうに思ってます。 保護者負担というのは給食費も含めて通園バスの費用であったり保育料であったり、義務教育課程の中でどれぐらい家計負担というのが出てくるかなという総合的なことを判断しながら、この給食費というのを捉えていくべきではないのかなというふうに思っています。 環境変化によって小中一貫さくら学園が出来ました。今一校になりましたので、バスの通園というのも小学生はほとんどバス通学になりました。中学というのもそういう意味でいくと連動になってきていますので、減免措置として小学校の通園バスを全額免除にしたりとか、高校生の通学費補助とかいろいろな意味で、町の環境変化に伴う形で費用を負担するという部分をまず優先的にやりながら、そこに予算が確保できるようになった段階で、またそういった次の

	手を打っていくというのも必要ではないかなということで考えてますので、全体の教育予算を見ながら給食費というのも考えていければなというふうに思っています。それが今の私の考えでございます。
野木議長	上議員。
上　議　員	では今、現段階では、まだ給食費の無償化は考えていないということでよろしいでしょうか。
野木議長	中井町長。
中井町長	はい。現在は国の意向、そしてまた県の意向を踏まえての検討中ということで捉えていただいたら結構です。
野木議長	上議員。
上　議　員	でもやはり、家庭負担が年間5万円というのはかなりの負担だと思います。全体で言いますとこの吉野町では1,200万円になります。一般会計が60億円なら0.2%、十分に捻出できる範囲ではないのかなと思います。できれば早急にこの吉野町も給食の無償化を要望しまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。 続いて、二つ目の質問をさせていただきます。 職員の不祥事やパワハラを踏まえ、町長は内部統制を進めていくとのことでありましたが、内部統制を進めていく上で、組織上の運営や業務を適切に遂行していくための課題や改善点をどのように認識しているのか、お考えをお答えください。
野木議長	中井町長。

中井町長	この内部統制の強化というのは昨年不祥事がございました。それに伴い職員のコンプライアンス、法令遵守を含めて体制を見直していこうということで、お話をさせていただいたのが始まりでございます。 そのような中で今､職員の働き方も大きく変わっている中で捉えているのは、多様化・複雑化する地域課題が解決する時代において限られた財源、また人員の中でこれまで以上に適正な事務執行を確保し、町民に頼られる行政の実現を図ることがいちばん大きな課題になっています。それが課題でありその課題を解決していくために情報共有と組織改革と職員の意識改革が必要であると。そういったことが認識のベースになっています。 そこから今の考え方でございますが、職員の考え方にコンプライアンスの意識がしっかりと根づいているかどうか、これ根づいていかなければならないですし、そういったことが大きな鍵になってくるかなというふうに思ってます。そのときにトップとしての姿勢であったり、副町長以下管理職の姿勢、そこの意識を継続させることによって組織というのは変わってこようかなと思っています。これがベースにあるとこです。ただ、そうは言ってもどういう仕組みをつくっていかないと、しっかりとしたチェックが出来ないか。ですから、この内部統制強化というのはそれぞれの事業の仕事があるわけですが、そこを課ごとに情報漏えいであったりとかということをチェックして、そして外部に最終的には評価してもらうような形、公表していくという形というのが内部統制の強化でございますので、そこに向けて動こうとして、今進んでいるというふうにご理解いただければなと思います。
野木議長	上議員。
上　議　員	3月議会での質問以降、行政内部の情報共有や運営についていろいろと説明を受けましたが、これらは法令遵守、コンプライアンスを重視して取り扱うのは当然のことであると理解しています。しかし、現状の個人情報を含めた情報管理は、職員の経験や能力、個人の資質によるものに任されており、現状での対応やそれに伴うリスク管理が十分でないと。双方で話し合った結果になりま

	した。 　SNSに代表されるLINEやその他携帯電話を通じて、住基ネットからの情報が外部に流れる可能性が高い、国でもマイナンバーの偽造が問題になっている。この点についてはどのように対応されるのか、お聞かせください。
野木議長	中井町長。
中井町長	細かい部分は担当でもいいかなというふうに思います。 　ただ、これだけデジタルになって情報のやりとりをする時代の中で、LINEや様々なツールがあるわけですが、吉野町の場合、業務上の情報連絡等はセキュリティーの高いロゴチャットを通してしっかりとやれるようにしています。このロゴチャットというのはしっかりと残りますし、セキュリティーもきいており、業務をやる中では基本的にそれを使うようにしております。先ほど答弁もさせていただきましたが、コンプライアンスというのは基本のルールですが、それを超える社内のルール、社内というか役場内のルールをしっかりと徹底するということと、研修等を通して教育体制を強化していくと。そういったことで、このロゴチャットであったりセキュリティーの高いツールを使うことによって、情報漏えいを防いでいくという形で取り組んでまいりたいなと思っています。
野木議長	上議員。
上議員	ロゴチャートなどを説明いただきましたが、現段階で考えておられる個人情報を含めた吉野町の内部統制は、そのようなロゴチャットなどの手順で進めていくということでしょうか。
野木議長	中井町長。
中井町長	あくまで情報伝達、連絡にロゴチャット使うというだけで、先ほどの内部統

	制強化に向けての推進体制ということであれば、都道府県では一足飛びに進めるとこもありますが、なかなか小さな自治体では一気に進めることによって業務負担が出てくることもあります。ですから、私の中ではまず吉野町の組織管理基本方針というのを定めまして、その中で組織管理の目的と取組、コンプライアンス、ハラスメントも含めて優先的にやらなければならない項目を、その基本方針の中に入れて全庁的にその意識を高めながら順次進めていくという形で取り組んでいます。そういったことを少しずつ各担当の課長を中心に、全庁的に意識を高めて、どこにチェック体制をもう少ししていかないといけないかとかそんなことも共有しながら、この基本方針からさらに発展させて内部統制強化の取組につなげていくという段階で今考えております。
野木議長	上議員。
上　議　員	実効性のある内部統制を進めていく上には、外部の弁護士の意見を取り入れていくことや、実施内容の評価や公表をやっていかないといけないのではないかと考えますが、この点を踏まえて、これから取り組んでいただきたいと要望しましてこの質問を終了させていただきます。
野木議長	続いて、辻内正誠議員より出されております (1) 防災と減災について（その２） の一般質問をお願いします。 辻内議員。
辻内議員	3番　辻内です。一般質問をさせていただきます。 3月の一般質問の際に言わせていただきましたとおり、今回も防災・減災に関してその２として質問させていただきます。 今回は、吉野町地域防災計画の記載内容、つまり計画内容に関して質問させていただきます。初めにお断りしておきますが、決してこの計画内容を、計画そのものを否定するものではありません。吉野町の資料をめったに褒めない私

	ですが、これは非常によく出来た資料だと考えています。また、こういう防災計画そのものがない自治体もあるようです。あること自体がすばらしいと思っております。私がずっと読んでまいりましたこのファイル、実は平成26年度に修正されたものです。このファイルは本編が約260ページ、資料が170ページ、合計430ページほどのものでございます。しかしながら私のミスというか理解不足で令和3年に訂正されたものになっており、今は吉野町のホームページにさらに詳細な資料というか改訂されたものが載っております。本編は312ページ、資料128ページ、合計440ページの資料となっておりますが、このことを知らずに一般質問通告書を提出していることをまずはお詫び申し上げます。ただし、令和3年度の計画書も読みましたので質問内容には違いがありませんので了解願います。 　では、今回の質問のきっかけを話させていただきます。私は4月2日から5日の4日間、能登半島の珠洲市にボランティア活動に行ってまいりました。ボランティアとして働く一方で、吉野町に震度6以上の地震が来たらどうなるだろうという視点で、いろいろなところを何気なく見て、あるいはボランティアをまとめている人に尋ねてきました。そういう経験を踏まえて、吉野町の防災計画を見てみました。その中で4点疑問になったことがありますので、その点を中心に質問させていただきます。 　まず簡単に珠洲市の説明をさせていただきます。能登半島の最も先端にある市です。人口1万1,000人、面積約200平方キロメートル。吉野町のざくっと人口面積とも2倍の市です。また、能登半島全体に言えることですが、決して山が険しいものでなく比較的なだらかな土地です。平均年齢は65歳を超えており、吉野町と同じく少子高齢化が進んでいる町です。私は、地震発生から3か月後にボランティアに行ったわけですが、まだ水道は全く復旧しておりませんでした。私は5軒の家の片づけのお手伝いに行きましたが、その家に住んでおられる方は1軒だけ、あとの4軒はボランティアが来てくれるのに合わせて、一時帰宅といいますか作業の指示等確認のために、避難所かどこからか来られている様子でした。 　それでは質問に移らさせていただきます。

	一つお断りしておきますというか約束していただきたいことがあります。これから私が質問することは、庁舎、つまりこの役場のことですが場所や耐震性と関係してしまいますが、答えは全て今の庁舎のままであるという前提でお願いいたします。まだ耐震は何とか耐えたという状態での回答をお願いいたします。質問の回答は担当課長でお願いいたします。町長には最後にまとめて一言お願いいたします。 まず一つ目の質問です。吉野町の災害対策本部の場所は何によって場所を決めておられますか。また、どこになっていますか。平成26年度版の防災計画には場所が書かれていなかったと思います。令和3年のものには記載がございます。どのように決められているのか。条例か若しくは今日現在でしたら令和3年度の計画が最上位なのかの説明をお願いいたします。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	まず対策本部設置場所についてのご質問でございます。今般3年3月に改正されたものの中にもありますが、初めに辻内議員がおっしゃられたように、対策本部を設置するという、設置条例そのものはございますが、そこに場所を明記しているわけではないと。まず、対策本部を設置しなければならないというような条例のたてつけが最初に出てくるということを踏まえまして、今現行令和3年3月に改正をさせていただきました、吉野町地域防災計画の第1節、活動体制計画、災害対策本部の設置、事務所及び部の設置、それから設置場所に災害対策本部の設置場所を役場庁舎にするというふうに、まず第1節で書いております。ただし、なお災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設に設置すると明記をしておると。これが吉野町防災計画の3の12というところに書かせていただいておりますので、またご覧いただけたらと思います。なお、これは内部の計画というような位置づけになっておりますが、行政内部で災害が起こったときに、どういう業務を継続していかなければならないかというようなことも、別途規定をする必要があるという認識がありますので、吉野町の業務継続計画というところ、これは内部の計画に

	なっておりますので一般的に公表しておりませんが、そこでも代替庁舎の設定において町庁舎が被災した場合は、代替庁舎を吉野中央公民館、及び吉野運動公園に持っていきましょうというようなことでこれは内部の中で、ここがもし駄目やった場合はそこに持っていくというようなことを書いておりますけども、それも辻内議員ご指摘のように大きな地震が来た場合に、それらが全て駄目なこともちろん想定はされますが、一旦そこまでは計画をさせていただいているというご理解でお願いしたいと思います。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	今の戸毛課長の回答を簡単に復唱しますと、災害対策本部は役場庁舎とすると。なお災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設、こういうことでございますけども、私はここで言いたいのは本部が使用不能になったときということなんですが、これは見直すべきだと思うわけです。私は偶然ですけども、東日本大震災で多大な被害が出た岩手県大槌町の災害本部の規定をネットで見ました。当然庁舎は災害後に移転され新築されています。先の東北大震災には耐えられる状態のものであるにも関わらず、対策本部は大槌町の役場内に置く。但し、役場庁舎が被災し本部として使用に耐えれないと見込まれたときは、直ちに代替本部を大槌町中央公民館に置くと。この中央公民館と役場の距離ですけど私は行ったことないですが、グーグルマップで見ますと約1キロから2キロ、山側に行ったものとなってます。例えばですが、吉野町の計画も、現庁舎が潰れなくても使用に不便と判断した場合は、運動公園の事務所に置くとすれば、吉野川沿いの駐車場が水没するような雨の予報が出たら災害対策本部の準備もできるわけでありますし、今時点、実際運動公園に車を停め役場の職員の方はマイクロバスでここまでピストンで来られているというようなことが無駄もなくされるわけですね。これは検討したらどうかと思います。 二つ目の質問です。自衛隊等の派遣部隊の受入れ場所です。今、運動公園となっております。一方で運動公園の体育館は吉野町の中核避難所でもあります。

	避難住民の多くの方が車で運動公園へ来られることが想定されます。二つの役割を一つの場所で運用することに私は無理があると思います。実際はどのように対応するつもりで、この計画なのでしょうか。深く考えていないならば、それはそれで結構でございます。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	自衛隊の件について答弁をさせいただきます。地域防災計画の第3章のところに災害応急対策計画、第14節というところがございまして、そこに受援体制の整備、第1自衛隊への防災への派遣の要請手続や、3、派遣部隊の受入れ措置、それから部隊の集結場所及び部隊の宿舎、部隊の活動に要する車両、資材等の保管場所は吉野運動公園にすると確かに書いてございます。吉野町の地域防災計画の3の85をまた改めてご覧いただけたらと思いますが、この受入れ場所としての認識は、今のところいろいろ課題も認識をしておりますが、運動公園の陸上競技場、野球場、その他運動公園のまずは屋外スペースを考えているということでございます。自衛隊の部隊につきましては、緊急の消防援助隊も含めて、いわゆる自己完結型で派遣してくるということで、今のところ体育館で受け入れるということは想定をしていないと。屋外で来られたところに自分たちでテントを立てて対応されるということで、あくまで体育館は、今のところ避難場所として考えているということでございます。辻内議員がおっしゃっられたように、たくさんの車両にあわせて避難者の車両もやってくるというような課題はもちろん認識をしておりますので、その場合は近隣の例えば吉野北小学校の施設であるとかということも踏まえて、やっていかなければならないなと考えておりますが、そこについてはご指摘ように特に明記はしておりません。場合によって車両をどこに置くかとか、自衛隊の方々と情報をどう共有していくかということについては課題としての認識をしております。以上でございます。
野木議長	辻内議員。

辻内議員	自衛隊が派遣される、あるいは広域的に消防隊が来てくれるような災害は、当然ながら吉野町の周りの市町村にも被害があると思います。周辺の自治体との相互協力も含めて検討なり場所というものをしていただきたい。極端なこと言えば、吉野町に3人ぐらいの自衛隊員が来たというならば可能でしょう。しかし、30人50人が来たら運動公園のどこで打合せをするのですか。雨が降っていたらどうするのですか。雪が降っていたらどうするのですか。具体的に考えたときには、ちょっと無理があるなというふうに私は思います。ただ、そのためにわざわざ新しい公共施設をつくるわけにもいきませんので、隣の市町村のどこを見ても吉野郡を離れても空き校舎がたくさんあります。吉野町にもあります。具体的にどうかということをもう一度検討していただけたらと思います。 三つ目の質問です。ボランティアの活動拠点。庁舎、公民館、これは恐らく中央公民館のことを指していると思います。それから学校。三つ書かれております。私の行きました珠洲市のボランティアセンターの話をいたします。当時から今もですけども、ボランティアは珠洲市に泊まることは出来ません。途中、私は穴水町のテントで寝ていました。そのテントで寝た人が午前の部で約40人。そして金沢から当日着いた人が午後の部で約40人。お昼前後の1時間はダブりますので、最大80人の人が同じ場所にいるというような状態です。ボランティア用の車は軽トラック30台、人を乗せて移動するための軽バン10台、2トントラック1台、そこにボランティアの送迎用の観光バスが入ってきます。さらに、ボランティアをコントロールしている人が10人程度はいつもいますので、その方々の事務作業室や駐車場も必要です。また、ボランティアの人が説明を受けてグループ分けをする建物も必要です。私が見たものは吉野町でいえば、カヌー場のカヌーを入れてある倉庫の約半分ぐらいの大きさの建物でした。ということはボランティアの規模が半分になったとしても、吉野町役場の庁舎、今日時点はここです。それから中央公民館。これ論外です。ボランティアを受け入れれるわけありません。活動拠点になる訳ありません。稼動している学校はさくら学園のみです。学校稼働とボランティア活動拠点の両立ができるのか

	と。この辺りを踏まえてボランティアの受入れに関してのお考えをお聞かせ願います。深く考えていなかったらそれはそれで結構です。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	今のご質問については、いわゆるボランティアの受入れも含めて、どうやっていくかというふうなご趣旨であったかと思います。良いか悪いは別にしまして、吉野町の地域防災計画に一応ボランティアの受入れについて書いておりますので、まずそこの書きぶりについてご説明をさせていただきます。 吉野町の地域防災計画、第3章、災害応急対策計画の第15節、ボランティア活動の支援計画、第1受入れ体制、4、ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供で、町はボランティアに対し確かに庁舎、公民館、学校などを活動拠点とするような記載をしております。 まず、町の災害ボランティア本部を医療、福祉、救護班等、特に社会福祉協議会、これは災害の大きさにもよりますけども、町の社会福祉協議会が来る場合、それからその上の郡の社会福祉協議会の協力を得る場合、もっと大きく言いますと県の社会福祉協議会にもご協力を要請せんなんと。調整をしなければならないというような様々な場面が考えられることは想定をしておりますが、本部については今のところ長寿福祉課の健やか一番館を中心にというふうに考えております。ただし、私たちも辻内議員がおっしゃられたように、災害の規模とか来る人数によって、そういうところで本当にいいのかというような課題の認識がないわけではございません。その点につきましては、状況によってやっぱり変更しなければならないのかなというふうに思っています。また、活動拠点につきましては、ここについても庁舎、公民館、学校を考えております。ただ、これも災害の規模によって活動協定についても変更をすることをやっぱり想定しなければならない。本部と活動拠点を同一にするということが本来望ましいだろうというふうに思いますけども、現行のうちの状況を考えてもそこは臨機応変に対応していかなければならないだろうと。例えば、活動拠点であれば病院の前の駐車場は医療関係者、それから患者さんの車も来ますので、そ

	こを活動拠点にするということは考えにくいかなと。ただ、吉野町のほうで管理をさせていただいていますこれは例になりますが、三町村の駐車場をそういう場所に使えるのではないかとか、そういうことも想定をしていかなければなりませんが、そういうことをどこに書いていくか。明記していくかとか。業務継続計画の中に書くのか、地域防災計画の中に書くのかみたいなこともありますが、そこは、議員のご指摘も踏まえて考えていきたいというふうに思います。以上でございます。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	正直申しまして健やか一番館は病院が稼働している中で、本部として稼働できるのかと言うたら私はノーだと思います。私はですよ。やるっていうのならそれでいいですけども。もう一度検討していただきたい。 正直、今時点吉野町の所有の土地、つまり駐車場と建物がきっちりあるということで私が想像できるものはありません。あえて言えば、土地は吉野町のものではありませんけども、駐車場の広さと建物と考えれば吉野見附三茶屋かもしれません。また、個人所有の大きな空き工場もあると思います。その前の広場というようなのが一つや二つはあるやろうなと思います。ボランティア活動の実態を知っていただいて、再度検討していただきたいと思います。 最後、四つ目の質問です。 災害ごみ置場に関してです。この防災計画には、生活環境に支障のない暫定的な仮置場の確保を行うとあり場所の明記はございません。私の行った珠洲市は災害ごみの置場は３か所ございました。どこのごみ置場も、吉野町でいえば運動公園のグランドぐらいの大きさはございました。津波の被害が少ないので、災害ごみも分別して持込みます。運動公園のグラウンドを例にすれば、入り口で吉野町内の家で発生したごみかどうかの住所の確認。ごみの種類を確認して、各置場へ搬入。右回りの一方通行。まず、畳、布団、きれいな瓦、木材、金属、大型家電、小型家電、ガラス、ブロック、煉瓦、その他瓦礫というふうな順で降ろしていきます。そして、降ろした横では大型トラックがいて、大型トラッ

	クにユンボで積み込んでいると。恐らく、仮置場から県の指定場所へ搬入していくというふうに想像出来ます。ボランティアだけでなく、住民の方が自分の自家用車や軽トラで搬入してくるものも同じです。この状況を参考にして、吉野町で200から300の家が被災し、家のものをほぼ捨てなければならない状態となったらどうしますかということです。まず、運動公園は既に自衛隊と避難所がダブっていて無理があります。避難所の横で大きな作業の音はストレスそのものです。この計画書には具体的記載がないのですが、どのような場所を想定しておられるのでしょうか。よろしくお願いいたします。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	瓦礫処理についてのご質問でございます。 ご指摘のとおり地域防災計画の3の124、3の125にかけて、確かに瓦礫処理についての記載はありますが、今ご指摘いただいたように、私たちもその具体的な場所を明記する状況に確かに至っていないということで、こういう書きぶりにどうしてもなってしまうというように理解をしております。なかなかこれは、今おっしゃられたようにどういうふうな手順で、生活ごみ、し尿も含めてどういうふうに処理していくかということになったときに、なかなか今具体策を見い出せてないという前提があったので、こういう書きぶりになっています。 今後、町内の一定のスペースを保有する施設等にまず協力をお願いする必要があるだろうというような認識はあります。例えばというご理解でお願いしたいですが、林業機械化センターのような広い土地、貯木であったりとか、もしくは今指摘あったように私有地もお借りをしていくというようなことを進めていく必要があると思いますが、全てはやはりそのときに急にお願いしますというわけにはいきませんので、広いところから協定を結んでいくと。これは先ほどあったボランティア活動の施設も含めてですけども関係機関等々も含めて、今避難場所も含めていろんなところと協力をいただけるような協定をどんどん進めていった中で、こういうことを盛り込んでいく必要があるだろうというふうに思っています。町内の各機関も非常に協力的でございます。災害に対して

	いろいろ協力しますよというところで行政側でどう受入れていくかということについては、まずやっぱり、先ほどガーディアン 72 の話もありましたが、ああいう協定をどんどん進めながら場所を借りていけるような協定を進めていって、瓦礫の場所は暮らし環境整備課とももちろん協議を進めながらということで、場所の確保に努めてまいりたいと思います。以上でございます。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	今、戸毛課長がおっしゃられたように吉野町のものではありませんけども、広いところで県が持っていたり、郡が持っていたりというふうなものがございますので、協定を中心に早急に具体化を進めていただきたいと思います。 災害はいつ来るか知れません。今、私が質問あるいは提案して同意いただけた分については、すぐに行動に移していただきたいと思います。最悪の南海トラフ地震はほぼ確実に起こります。吉野町の震度はわかりませんが、最悪の想定をした準備ができることであると思います。ここからは町長に申し上げ最後に考えを伺いたいと思います。 百聞は一見にしかずと言われます。役場の方が 2 人、役場の支援のために穴水町に行かれたことは知っております。中課長補佐の報告も中竜門で聞かせていただきました。しかしどうでしょうか。職員の皆さん自分事として全員に伝わっているのでしょうか。総務課の仕事だということで終わってないでしょうか。石川県のホームページから簡単にボランティア登録は出来ます。自分あてのメールが来ますから、自分の都合に合わせて行く日を選べます。場所が遠いですのでどうしても金沢市での宿泊が必要ですが、金曜日に移動して土曜日にボランティア、そして日曜日に帰宅これも可能でございます。この議場におられる理事者の方々、そしてこの放送を見ておられる役場職員の皆様方の中で、最低 5 人や 10 人はボランティアに行って実情を見ていただき、そして、今の吉野町に足りないものを実感していただき、職員の声として吉野町がより安全なまちになる事を進めていきたい。このように思うわけでございます。 このあたりの点、町長最後にどのような思いかをお話しいただきたいと思い

	ます。
野木議長	中井町長。
中井町長	辻内議員から4点についていろいろとご質問もいただきました。 この件に関しましては、南海トラフ、そしてまた奈良盆地のほう、この上からの地震も想像以上に大きな影響が出るというのを、先日、ガーディアン72の災害協定を結ばせていただいたときに、自衛隊の方からも聞かせていただきました。そういうことで、想定外のことがすでに完全に起こりうる可能性がある中で、災害対策をしていかないといけないと考えていますので、できる限り災害地に、先ほどボランティアの話もしていただきましたが、いちばん学べるのはやはり現地に派遣してそこで学ぶことがいちばんいきに行くかなというふうに思っています。 ボランティアに関しましてはそれぞれの意識もあります。私自身も、実際に議員のときにも一度行かせていただいて、社会福祉協議会でのボランティアの体制、恐らく駐車場がなければなかなか基本的に出来ない、本庁舎とは違うところでもやられていました。そういったところでのボランティアという部分もそうですが、行政組織としては、やはりそういう災害時派遣、職員派遣、こういったことを通して少しでも地域で起きた場合の想定を考えられる、そういった形はとっていきたいなというふうに考えています。そして、広域連携という形での恐らくこれから訓練が必要になろうかなというふうに思います。自衛隊の件も県の防災総合訓練を運動公園でしました。ああいった形をすると自衛隊との連携とか近隣地域との連携も、どういったところを補っていかないといけないかということも出てこようかというふうに思いますので、そういった具体的なイメージをしながらしっかりと災害拠点であって、瓦礫の処理の場所を選定していったりとか取り組んでいきたいなと考えております。ありがとうございました。
野木議長	辻内議員。

辻内議員	町の職員の方は、町の役場としての役割というものを実感していただくことが大切だと思いますので、支援の要請があれば行っていただきたいと。ただ、今視察に行くとかは不可能です。能登半島の各自治体が受入れてくれるわけがない。邪魔だというのは事実だと思います。そういう中で、支援の要請があれば当然行く。しかし、自分の思いだけでいけるのはボランティアです。ここのところは本当によく考えて、ボランティアですから町長から強制の指示をすることも出来ないですが、これを聞いておられる職員の方本当に1人でも2人でも3人でも行っていただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。
野木議長	昼食休憩に入りたいと思います。 再開は午後1時からといたします。 （　午後 0時 9分　休憩　） （　午後 1時00分　再開　） 再開いたします。 続いて、西澤巧平議員より出されております （1）おひとり様など終活支援について （2）政治倫理について の一般質問をお願いします。 西澤議員。
西澤議員	議長。1番と2番の順番を入替えてほしいです。
野木議長	許可します。

西澤議員	先ほどから皆さんのパッションある質問を聞いて、私も71歳で体も弱く気も弱くなってきましたけど、勇気を奮い立たせて質問をしたいと思います。 最近よく議員のコンプライアンスが話題になっておりますが、世間では議員は他人に厳しく自分に甘いとよく耳にします。何事も自分が起こしたことは、人に責任を転嫁するのではなく、自分でけじめをつけないといけないと思います。 3月の一般質問で役場の中に情報、個人情報を外部に漏らした人がいる、犯人がいるような厳しい内容の質問がありました。本当に役場の中に守秘義務違反をした人がいるのなら、公の場所で謝罪をしていただかなければならないと思います。やっぱりこの質問で吉野町の名誉を大変傷付けるようなことがあったように私は思います。この件について、その後役場の犯人は見つかったのでしょうか。どうだったのでしょうか。答えてください。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	ただいまの質問についてお答えをいたします。 一部個人情報等もありますので、概略の説明ということでご了解いただけたらと思います。3月議会の一般質問を踏まえまして、関係の方々の事の内容を踏まえて役場内部でいろいろと聞き取り調査をさせていただいております。今現状では、その中においてその事実をきちっと確認出来ているという状態ではございません。今のところそこは確認出来ていないということになります。ただし、先ほどちょっと別の質問でもありましたが、その際にいろいろと個人情報の取扱いについてのリスクの問題も指摘を受けております。それも踏まえてそこの時点では、それを踏まえた今後の対応も含めて考えなさいということですので、そこについてもリスクを分析するという作業は進めております。新たな事実がまた出てまいりましたら別ですけども、一旦聞き取りについての分については事実確認の確認が出来ていないということで、今現在については、リスクの分析と今後どうするかというような作業はあわせて進めております。以

	上でございます。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	ということは、情報を漏らした人はいないということですよね。調査を進めたところで、これ以上しても多分出てこないでしょう。大体こういう情報は、自分の身近なところから漏れていくんですわ。大体ね。人を疑うけど。だからこういうことを公の場所で言うたら職員が業務に萎縮してしまうわけですよ。やっぱりこんなことしたらあかん。こんなん聞きに来たけど教えたらあかんかなあとかいうて。せやからきちっとしたけじめをね、議長、やっぱりつけて謝罪するんやったら公の場所で謝罪を求めてください。簡単にしときます。 そして、やっぱり町も言われっ放しで、議員は好き放題にいう部分ありますけど、言われぱなっしでは吉野町にとっていいものを生み出すことって不可能です。せやからやっぱり今後、理事者側にも反問権を与えてまともな議論ができるように考えていくべきやないかということを提言させていただきます。 そしてまた、来年２月には吉野町の議会選挙が行われます。 まず選挙運動に関して確認しておきたいことがあります。令和２年から選挙運動に関する費用の一部が公費負担となりました。いろんな公費負担がありますが、そこで選挙用の自動車について伺います。 自動車の借り上げ代とか燃料代、運転、その報酬がありますよね。そこで選挙用の自動車は何台補助してもらえるのですか。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	すみません。大変申し訳ございません。台数についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほどということでもよろしいでしょうか。
西澤議員	あかん。

戸　　毛 総務課長	あきませんか。
西澤議員	後ほどみたいな前向いて進まない。選挙用の選挙カーですよ。
戸　　毛 総務課長	原則1台という形になると思います、
西澤議員	原則って。
戸　　毛 総務課長	1台です。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	ここで確かめたいことがあるのですが、今年1月に選挙ありましたよね。そこでね。これダイハツタントエグゼっていう自動車の燃料ですけど、この自動車は最大36リッター入るんですわ。大体軽四は30リッターですけど、タントっていうぐらいやからたんと入るのかして、36リッター入るらしいですわ。それがね､1回の給油で46.5リッター給油しとるんですよ｡1回に46.5リッター。1月24日に給油しています。 これね、やっぱり金額は小さいといえども税金ですからね。詐欺か横領か、厳密なこと言うたら。僕の言い方やったらちょろまかしやけど、正式に言うたら詐欺か横領ですよね。だからこれをね、きちっと調べていただいて、きちっとした処理してもらわんことには、来年また選挙ありますから心づもりありますし。これね、自民党はどうか知らんけど日本維新の会とかね、公明党の候補者やったら辞職問題ですよ。本当に。 せやからね、これをきちっとしてください。僕証拠ありますからね。開示請求してコピーもいただいていますから変な言い逃れはできへんと思うんです。

	その辺はどうしてくれますか。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	選挙の関係でございますので、今総務課長としてお答えをさせていただきますが、そこは確認をさせていただいて、あわせて総務課の中に選管もございますので、改めて調査をして進めてまいるというような形になろうかと思います。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	進めていただいてきちっと結果を報告してください。それなりの場所で。お願いします。 そしてね、先般も公職選挙法の自由妨害で逮捕されている人おりましたけど、私も7年半前の町会議員の選挙で、私立探偵みたいなものが僕の周りをつきまわして、「何しとるんど」と言うたら逃げよるし。そんなことされて。先日ここにおる町会議員からこれは70万である候補者が、僕に探偵をつけたということを教えてくれた人がおるんですよ。だからこういうこともね、選挙の自由妨害に当たらへんかと思います。厳密に言うたらね。グレーな部分もあるからどうかわかりませんけどね。こういうことのやり合いをしとったら、そんなとこに70万ものお金払って探偵雇っていると聞いてびっくりしてましてんけどね。去年。その辺も踏まえて、今後の来年選挙がきちんとできるように指導なりしていただきたいということをお願いして一つ目の質問を終わりたいと思いますけど、選管として何か言うとくことあったら言うてください。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	先ほどと同じような話になりますけども、公職選挙法の取扱いといいますか、もちろんそこは踏まえさせていただいて、必要な情報提供があればそれに応じて、捜査機関も含めてということになろうかと思いますけども、そこも相談し

	ながらというような対応を努めてまいりたいというふうに思います。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	私はここの公の場所で言うたんですからきちんとした処理してもらわないことには、何千円かのお金やから、1億何ぼやったら問題やけど何千円やからなれへんねという話にならないように、きちんとやっぱりけじめだけはつけてほしいと思います。 次の質問にいかせてもらいます。 質問に入る前に、朝からもほかの議員から人口戦略会議の公表の話がありました。吉野町にとっても非常に人騒がせなランキングであったと思います。そもそもこの調査は、出産する年代の女性の人口は減る、子供や若い人が減っていき最終的には住む人がいなくなるというものでないかと思います。 一面的な表面をもって消滅を判断するのではなく、これまで地域の再生に取り組んできた私たちにとっては異論のあるところであると思います。 しかしながら、前町政の長期にわたる無策によって、多くの課題を抱えているのも、また事実です。この消滅可能性というインパクトのある言葉に一喜一憂して終わるのではなく、この吉野町を住みよいふるさととして後世に残していくために、中井町政のもと行政と地域の取組を見直すきっかけにすることが大切であると考えます。 そこまでは返事は要りませんがよろしくお願いします。 さて、今回の質問というか提言ですが、吉野町は超のつくスーパー高齢社会です。これは今後ますます深刻になってくると思います。高齢者のサポートを町全体で取り組む必要があるように思います。高齢者のサポートの一環として終活はとても重要です。といいますのも、町内のお年寄りの方、特にひとり暮らしの高齢者とお話をすると、私が死んだら家、屋敷や田んぼ、山はどうなるんやろう。私の葬式はどうしょう。どうしてくれるんやろうとか、先祖からの仏壇はどうしたらいいかとか、それぞれいろんな不安が次から次へと出てまいります。この高齢者の不安を解消し、生き生きと暮らすために終活というもの

	が今注目されております。終活と聞くと人生の終わりというネガティブなイメージを抱きがちですが、終活とは死の準備をするのではなく、残りの人生を前向きに考え、老後の生活を豊かにすることでもあります。例えば、新しい趣味をつくるとか、若い頃出来なかったことにチャレンジするとか、中には恋人をつくる方もいるかもしれません。こういった高齢者に寄り添うことも、行政の大切な役割であると思います。 　そこで、エンディングサポート事業への取組の提案です。具体的には、まず、エンディングサポート窓口の設置をして、終活相談に親身に対応する。終活セミナーの開催をする。エンディングノートの配布と、このエンディングサポート事業について町長のお考えがあればお伺いしたいと思います。
野木議長	中井町長。
中井町長	西澤議員の終活に対する考え方ということで提案も含めてご質問をいただきました。 　今、吉野町の超高齢化社会ということで53.3%が65歳以上です。おっしゃるとおりひとり暮らし、また、2人の高齢夫婦が多いのも事実でございます。そのような中で、どうやってこの住みなれた町で暮らし続けれるか。いろんな視点から町の施策をやっていかないといけないなというふうに思っております。その中で、今提案をいただきましたエンディングサポートセミナーとか、窓口でございます。ここは先ほどの住まいであったり森林もあると思いますが、事前にここに対するそういう相談をしていかないと、空き家なんかは特に亡くなられたときにそのまま放置になってしまうというケースが多ございます。今まで長寿福祉課とかでいろいろ福祉事業としてはやっていましたが、全体としてエンディングサポートができる窓口とかセミナーというのを、これからさらに強化していかないといけないかなというふうな考えでおります。その中で、やはり生きがい、課題も含めてですが、お聞きする機会をつくっていけたらなというふうに思っています。特に生活するためには移動の足、デマンドにはなっていますがそういったところの実情の課題であったり、買物支援もスーパー

	は１件ありますが、もう少しそこで住み続けるための政策というのをその中で見つけていくも含めてですけれども、しっかりとそういうふうな体制をとっていきたいなというのは、私自身も考えておりますので、またそういった部分での提案もいただけたらなと思います。以上です。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	終活というのは理想65歳からということで私はもう終活終わっています。登記も何もかも、いつ死んでもいいのですけど。私の友達もほとんどもう、終活終了している人は多くて気楽に好きなことでやって、なかなか傍から見たらうらやましいようなことですけれども。 将来は民間企業やボランティア団体とも連携して、高齢者１人の終活を登録しておくシステムの構築が出来たらと思います。町民が自身の人生の終わりを決める権利を保障し、町民の生前の意思を確実に実現できるすばらしい福祉であることを希望して、簡単ですけど今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
野木議長	続いて、藤本昌義議員より出されております (1) 高齢者を中心とした生涯スポーツ支援について (2) 防犯カメラの設置について の一般質問をお願いします。 藤本議員。
藤本議員	２番　藤本でございます。一般質問の許可をいただきありがとうございます。それでは私の一般質問、二つございます。まず一つ目から参ります。 質問の１番が高齢者を中心とした生涯スポーツ支援ということで、高齢者の生涯スポーツとして、町内各地で代表的に行われていますのがグランドゴルフ、ゲートボール。最近ではモルックという木を使ったようなゲームも増えてきております。ただ、年々プレー人口が減ってきています。今後どのように進行し

	ていくのかというのをお聞きするのが私の質問ですが、この質問に至った背景を少しだけお話しさせていただきます。 　今日、町長もご挨拶されたように吉野町老人クラブ連合会のゲートボール大会がございました。同じようなことで町老連のグランドゴルフ大会も5月10日に行われております。私去年も今年も見まして人口が減ってきたなあと。今日のゲートボールでも6チームで、各チーム5人ずつが一部4人のチームもあったりとかで30名弱ぐらいでした。グランドゴルフも1年前よりも若干減っているなというような認識を受けました。 　私、グランドゴルフを初めてまだ4年か5年ぐらいですが、お世話をしていまして感じたことがこの4月5月にございました。実は奈良県のグラウンド・ゴルフ協会の吉野町支部の事務局長をしていまして、去年は奈良県のグラウンド・ゴルフ協会に登録している吉野町支部が40名、でも今年度33名に減りました。なぜ減ったかといいますと、高齢になってきで遠くの大会に行けないと。まだ橿原の陸上競技場ぐらいだったら行けるけども、もっと遠くの広陵とかになってきたら運転がしんどいというようなお話で、もうやめとくわというようなことで会員が減ってきていると。実は5月に全国大会の選抜大会、奈良県大会が二つございました。5月11日と17日です。その大会で一つは鳥取県でありますねんりんピック、もう一つは岡山県である全国グランドゴルフ交歓大会に、吉野町から鳥取に1名、岡山に2名の方が上位入賞ということで選抜されました。ただ、この大会に参加しない方もいらっしゃいます。といいますのは、万が一上位入賞した場合、自費で遠いところまで行けないので県大会そのものも行かないという方がいらっしゃいました。そういうのを見ていますと、多分、吉野町体育協会とかからは何らかの支援はございますが、もっと吉野町としてそういう全国大会に行く事にあたる何か支援があったらいいのにというふうに、私はそのときに感じたわけです。先ほど申し上げたとおり、県大会ですら遠くて行けない、行くことが出来ない。だから町のバスも何らかの形で使用出来ないのかなというような疑問を持っているわけです。多分申請すればできると思いますが、高齢者の方なのでなかなかそこまで出来ないというのが現状です。近々では、7月7日にいろんな競技の県民体育大会がございます。昨年度、

	町村の部で吉野町がグランドゴルフ優勝いたしまして町表彰も受けました。そんなんで、せめて県民大会ぐらいでしたら町のバス出していただいて行くとかというような、そういうようなことというのを私は思っているわけです。細かな支援も必要ですけども。それと今、中荘でしたら自治協議会や体育協会主催のグランドゴルフ大会がございます。これはそこの担当する者が、皆、準備とか賞品の手配もします。また、各地域においてもグランドゴルフをやっていますしゲートボールもやっております。いろんなところでやっていますが町全体としてどうやっていくか。私生涯スポーツと言いましたが、町老連の場合は社会福祉協議会なので健康増進という目的は多分行き着くところは一つだと思うので、吉野町が全部やるのじゃなくてほかのとこがやってもいいんですよ。ですから何か盛り上がって、目標を見つけて例えば県大会行くとか全国大会行くのに、いろいろな支援の方法があると思うので、その辺をどう考えているのかお聞きしたいと思います。
野木議長	中井町長。
中井町長	藤本議員の高齢者を中心とした生涯スポーツの支援ということでご質問にお答えをしたいと思います。大きな意味での考え方を言わせていただいて、また細かい支援とかは担当課からお話をさせていただきますのでよろしくお願いします。 藤本議員からおっしゃっていただいたように、老人クラブの健康増進とか介護予防をしていくためのスポーツと、当然スポーツ振興に関わるスポーツ推進という形は二つあろうかなというふうに思います。特に今日も、老人クラブ連合会のゲートボールに行っていましたが昔に比べて減ってきたと。これはそもそも、先ほどおっしゃっていただいたように高齢者の方々も働いている人たちが多くなってきて、こういう老人クラブに加入されない方、そしてまた既存の老人クラブとかが解散をするということの現状が出ているかなというふうに思います。ただ、先ほど言っていただいたように生涯スポーツの中にスポーツ振興室というのを吉野町もつくりました。スポーツを核としたまちづくりの中に

	こういった生きがい、また、そうして積極的に大会に出てどういった支援ができるか。おっしゃっていただいたようなマイクロバスの利活用とかという部分というのは、当然可能であろうかなというふうに思います。実績としてどれだけ出ているかは担当からお答えをさせていただきますが、小中学校の義務教育課程の中での部活動の支援と、そしてまた、大人になってから高齢者も含めてスポーツの振興に対する支援というのは、スポーツ振興室の中でもこうやって積極的に調査しながら、そして連携しながらやっていくという形をとれたらなという思いでもございます。そういったことを含めると、吉野のスポーツを今後どういうふうに展開していくかというのはスポーツクラブというのもありますが、スポーツの推進をやっていただけるようなメンバーの方々もおられます。これも段々と後継者の問題も出てきていますので、それぞれの部局に所属する方以外が町全体で一つになってスポーツを振興していく。そういったことでそれぞれの活動の方々も一堂に集えるということも、先ほどの町全体で取り組んでいくということにもなろうかなというふうに思いますので、そういったことも視野に入れながら、今後進めていきたいなというふうに思います。 　詳細な支援については、担当課からご答弁させていただきます。
野木議長	辻中教育総務課長。
辻中教育総務課長	引き続きの説明になります。 　支援の方法というか、今藤本議員がおっしゃられるようにグランドゴルフ、ゲートボール、それからモルックであったりとかという、人数のほうも僕が前に一緒に関わらせていただいたときからとしてもかなり減ってきている。高齢者の人口はそんなに減ってないですが、活動している人が大分減ってきているのかなという印象を僕自身も持っているという状況です。それらの人たちが活動できるようにということで、コロナの影響というのも非常に大きくて、その間に活動が制限されてたりとかというようなところ。それで実際に始まっても、やはり高齢化してしまっているという状況につながっているという実感があります。あと、ウォーキングとかは一生懸命活動していただいているというとこ

	ろですが、先ほど来、おっしゃっていただいているバスの派遣であったりとかというのは、チームとして動いていただけるということであれば町のマイクロバスの申請をしていただいて、県大会とかに行っていただくというのは可能ですので申請していただけたらと思います。僕らもいろいろと情報を集めようとして、こうしたらどうですかというふうなことで進める、或いはこうやったら行けるのと違いますかというようなかい出しというようなこともするのですが、さすがにやっぱり情報提供がない限りは、単独で行かれる場合とかというのをつかみ切れてないところもありますので、各自治会や地域の方々にもこんなん行くんやけどという情報提供をいただきたいと思っております。あと、バスの話でもう1つは今度7月7日県体があるという話ですが、コロナ前まではルール的な部分というのがかなりあって、同じ日にいろんな種目が重なってしまう、吉野町からもいろんな種目に出るのでというのは順番やくじを引いたりという形で順番を決めていたところも過去にはあったと思います。今その辺のところをもう1回整理しないといけない時期に来ていると思いますので検討させていただきたいと思います。 　あともう1点。補助金関係になりますが、学校におけるクラブ活動であったり、社会教育におけるスポーツ文化活動とかというようなところで、全国大会、近畿大会へ出場する方に対して補助金の要綱をつくらせていただいて支給させていただいているところです。実績としては、令和5年度でカヌー、陸上、ラグビー、野球、ビーチバレーで、延べで言いますと14人程度に支給させていただいています。令和4年度についても、カヌー、陸上、ラグビー、野球、ハンドボール、テニス、空手ということで14名に支給をさせていただいています。個人に対しては上限額1万円、団体に対しては3万円と要綱を定め支給をさせていただく制度も設けております。これについても毎年広報で周知をさせていただいたりホームページ、或いはいろんな地域の団体の方々に声かけをさせていただいているのですが、あくまで情報が入ってくるというようなところで頼っている、ましてや学校に行かれて学校から出られるというようなところでなかなかつかみにくいというところもありますので、情報提供のほうをお願いしたいと思っております。以上でございます。

野木議長	藤本議員。
藤本議員	情報提供ですが、たまたま今回グランドゴルフ、私がずっとお世話していたので全国決まった日に運動公園のスポーツ推進室で、誰々さん入賞したよ。写真も送って、次の大会のときも2人の方が入賞して全国行くよという、私がそういうのが出来たからですが、なかなかそういう情報が入ってこないっていうことですが、こんな小さい吉野町なのでスポーツクラブがどこでどんなことやっている、地域の方がどこでどんなことやっている、老人会の方はどこで何やっているよというのを全て網羅して、何か所で一体何人の方がそういうのをやっているかという、そんな把握は出来ていますか。
野木議長	辻中課長。
辻中教育総務課長	今まで日々の活動の部分というのがスポーツクラブさんにお願いをしていて会員登録されている人。それ以外に例えば家周辺で歩かれている方。勝手に。勝手にというのはあれですけど歩かれている方とかっていうのもおられますし、そういう人の実数はつかみきれてないというのが現状です。
野木議長	藤本議員。
藤本議員	私も全てのスポーツ、どこで何をやっているかというのは全然把握出来ていません。ただ、グランドゴルフに関しては、スポーツクラブでやっているだけじゃなくて地域でやっている。多分龍門地域やったら5か所ぐらいでやっているはずです。中荘でも3か所でやっている。丹治なんかもやっている。ですからクラブにも入っていないし、老人会でもないけども地域でやっているとかという。この人たちが全国へ行くとかは別としても、地域は地域なりの困っていることとかあって、やっぱり僕は出向いてでもいろんな対話型で意見聞いて、何かサポートできることありますかというのを聞くべきだと思うのです。来て

	くださいというよりも実際どんなことをやっているのか行って何箇所か回ったら、曜日も違うかもわかりませんが実情をしっかりと把握して、町の政策施策に反映できるように何とかしてあげて欲しい。全国行くけども旅費とか宿泊費、自己負担するのいややわあ。もうやめておこうというような、そんな夢のないようなことではなくて、町はもっと応援してあげるから頑張りよというような、そういう夢のあるまちづくりというのをお願いしたいと思います。取りあえずまず現状把握をしていただいて、できる限りこのいろんな団体とタッグを組んで盛り上げていただきたいというのが一つです。 　それでは2番目の質問に入ります。 　防犯カメラの設置についてです。 　最近の犯罪ニュースを見ていましたら、本当に強硬的な荒っぽいやり方の犯罪が多かったり、この吉野町でも空き巣に入られたということも聞きます。防犯カメラは吉野町にはそんなにないと思いますが、この防犯カメラって安心にはならないですが、ある程度犯罪の抑止力というのは持っていると思います。撮影データの管理とか設置場所をどうするかという問題もありますが、この防犯カメラの設置に関して町の見解をお聞きします。
野木議長	戸毛総務課長。
戸毛総務課長	防犯カメラの設置についての町の考え方ということでご質問いただきました。防犯カメラ設置そのものについての予算組みは確かにしているわけではございません。ただし、先ほどもありましたように町内で詐欺事件を含めて、それからこの前も空き巣のお話もございました。地域のほうから既に何年か前から防犯カメラをつけたいのでというようなご要望も実際ございましたので、今現行といたしましては、総務課で所管しております第1施設整備事業補助金というのを活用していただきまして、いわゆる地区につけていただけると。地区の施設につけていただけるということであれば、防犯カメラの設置に関する費用を一部負担しているということはございます。今後についてですが、先ほど藤本議員もおっしゃられましたように、防犯カメラを積極的に例えばつけてい

	きますという補助金をつくろうと思えば、そのデータ管理をどうするかとか、いわゆる残ってきたデータをどこにつけるかとかいうあたりの話も、もう少し県等々ではガイドラインもつくっておりますので、そういうことも整備した上で、補助金化していくか、もしくは今言いました第1施設の整備事業をもう少し広く活用できるようなことで考えていきたいというふうに考えております。
野木議長	藤本議員。
藤本議員	先ほど課長が言いました補助金制度というのは、大字の各地区にある上限30万円の工事というかああいう負担金の部分ですよね。
野木議長	戸毛課長。
戸毛総務課長	すみません。説明少し足りなくて申し訳ございません。 おっしゃいましたように、補助率が3分の2、上限30万円という形の補助金を活用させていただいて、先ほど申しましたようにそもそも地区のいわゆる施設に対する補助金ということです。いわゆる地区の施設につけていただくということを条件にさせていただいて一部活用しているということです。
野木議長	藤本議員。
藤本議員	防犯カメラに関しての予算とか事業というのは、無いのは予算書見れば分かることだったのでないのはわかっています。 防犯に対する意識もやっぱり吉野町高めていかないといけないので、防犯カメラだけではなくて、防犯ということからして、吉野町はほかにどういうふうに取り組んでいくのか。その計画とか今後の進め方を少しお聞きします。
野木議長	戸毛総務課長。

戸毛総務課長	おっしゃいますように、具体に例えば計画書をつくっているというわけではありませんが、警察にも防犯協議会もございます。警察のほうも積極的に情報連携をするということで、例えば、空き巣の被害でしたら警察から必ず情報提供が来て、音声告知を流して欲しいとかというような体制を築いていくということがございます。それから多少防犯からという側面ありますが、オレオレ詐欺のような、ああいう電話に対する防止の補助金を警察のほうでもつくっていただいて、その窓口を吉野町の総務課で受けさせていただいて警察とつなぐというような制度がひとつございます。あとは見回りとかそういうことも警察の方も常にこまめに回っていただいておりますが、もう少しどうやって回っていくかとか地区の事情も踏まえたような取組を、いずれにしても防犯という側面でいきますと、警察との連携を密にということが大前提でありますので、そこら辺も含めて考えてまいりたいと思います。
野木議長	藤本議員。
藤本議員	吉野町も皆共通して思っているのが、空き家が増えてきて、高齢者のひとり住まいも増えてきて、やっぱり防犯せなあかんなあと、どなたも多分思っていらっしゃると思うのです。空き家でもそこにたまたま私財を入れていて、それが空き巣に入られてなくなるというパターンもあります。やっぱりこの防犯に関する予防的な取組というのは、これから吉野町も力を入れないといけないんじゃないかなというふうに思っております。ですから本当に、そのどこに例えば総計の後期の中に入れるのかとかあると思うのですが、そういう取組を実現化していくためにどうするのがいちばんいいのかという、今現段階で考えているのを、何かおっしゃっていただいたらありがたいんですけど。
野木議長	中井町長。
中井町長	藤本議員がおっしゃるように高齢者が多くなって、集落そのもの人口が減ってくると治安の問題も出てくるかなと。これはもうおっしゃるとおりかなと思

	います。ですからどんな形でその抑止力を保てるか、これやっぱりメッセージもあるかなと思うのですね。町としてそういうような形で、そこに持っていくまでのちょっと手法はいろいろあろうかなと。当然、地域の方々の地区を中心とした危険なところであったりとか。そしてまた警察、駐在さんと連携しながらこのピンポイント。当然、車で入ってくる方が出られるところというのは1か所のところもあるでしょうし、そんな危険的なものをまずリストアップしながら、地域の方々が中心になって一緒になって抑止の形で設置していくかという。これはプライバシーのことも必ず出てきますので、そこをしっかり押さえながら抑止力として町としてのメッセージを出すかとか、そんなこともしながらやっていくことが一つの犯罪を防ぐことになろうかなというふうに思います。そこはしっかり行政だけではなくて、警察、そしてまた地域の区長さんを中心とした地域の方々と一緒になって進めてまいりたいなと思います。
野木議長	藤本議員。
藤本議員	町長のお考えはわかりました。 取り組むだけではなくて、僕は取り組んでいる姿を情報発信して、吉野町は安全なまちやねというような、そういうふうに見せるのがいちばん効果的だというふうに思っていますので、ぜひとも防犯の取組も含めてよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。
野木議長	一般質問を終わります。 本日の日程は全て終了いたしました。 7日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。 6日　休会 7日　午前10時　総務文教厚生委員会 7日　総務文教厚生委員会終了後　予算決算特別委員会

	8日　休会 9日　休会 10日　予備日 11日　午前10時　本会議（第2日目）を開会いたします。 7日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。 本日はこれをもちまして散会することにいたします。 ご協力ありがとうございました。 （　午後1時43分　散会　）

令和6年第2回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1．招集年月日　　令和6年6月11日

2．招集場所　　吉野町議会議場

3．開会時刻　　6月11日　　午前10時00分開会

4．応招議員

1番	上　麻　里	2番	藤　本　昌　義
3番	辻　内　正　誠	4番	下　中　一　平
5番	山　本　義　史	6番	上　滝　義　平
7番	野　木　康　司	8番	中　西　利　彦
9番	西　澤　巧　平		

5．不応招議員　　なし

6．出席議員　　応招議員に同じ

7．欠席議員　　なし

8．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	土居正明	参事兼政策戦略課長	小原壮平
総務課長	戸毛祥博	協働のまち推進課長	井本光亮
町民税務課長	玉村陽子	長寿福祉課長	吉村直樹
暮らし環境整備課長	紺田正俊	上水道推進室長	辰巳史憲
産業観光課長	中尾勇	教育次長	丸上晶
教育総務課長	辻中哲也	選挙管理委員長	中本寛

9．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	向井啓	主任	坂本やよい

10．議事日程

日程1　　委員長報告（総務文教厚生委員会・予算決算特別委員会）

日程2　議第24号　　吉野町税条例の一部を改正することについて

日程3　議第25号　　吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて

日程4　議第26号　　吉野町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて

日程５　　議第 27 号　　吉野町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて

日程６　　議第 28 号　　奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について

日程７　　議第 29 号　　奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

日程８　　議第 30 号　　奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について

日程９　　議第 31 号　　令和６年度吉野町一般会計補正予算（案）第１号について

日程 10　　議第 32 号　　令和６年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について

日程 11　　議第 33 号　　令和６年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第１号について

日程 12　　議第 34 号　　動産の買入れに係る財産の取得について

日程 13　　議第 35 号　　動産の買入れに係る財産の取得について

追　加　議　案　等

日程 14　　選第３号　　奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程 15　　同第２号　　吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程 16　　常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

日程 17　　議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長	ただ今の出席議員総数は９名でございます。 定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程１　６月５日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。 まず、総務文教厚生委員会　西澤巧平　委員長にお願いします。
西澤委員長	総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。 本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、６月７日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、町民税務課所管の議第24号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、地方税法の一部を改正する法律並びに関係法令等の施行に伴い改正するもので、公益信託を寄附金税額控除に含めることや、条ずれの解消を行うための改正であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本条例改正案を承認することといたしました。 次に、議第25号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」、議第26号「吉野町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて」、及び議第27号「吉野町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて」は、いずれの改正も令和６年８月１日から、医療費助成の現物給付方式の対象年齢につき、上限を現行の６歳までから18歳までに拡大するものであるとの説明があり、審査の結果、本委員会はこれら３つの条例改正案を承認することといたしました。 次に、議第 28 号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収組合規約の変更について」、議第29号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について」、及び議第30号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について」は、令和７年３月31日をもって、当該組合を解散するため、規

	約の変更、解散に伴う規定の整備並びに解散後の残余財産の処分等について、必要な事項を定めるため、組合を構成する 16 市町村の議会の議決が必要であるとの説明があり、審査の結果、本委員会はこれら３つの議案について承認することといたしました。 次に総務課所管の、議第 34 号及び議第 35 号の２件の「動産の買入れに係る財産の取得について」は、町消防団の消防車両のうち、中荘第１分団の消防ポンプ自動車並びに中竜門第２分団の小型動力ポンプ付積載車について、いずれも車両の老朽化に伴い、更新するための買入れであるとの説明を受け、審査の結果、本委員会はこれを承認することといたしました。 また、付託議案以外に協働のまち推進課が所管する「新しい吉野町空き家バンクの運営について」報告並びに説明がありました。以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出を致しまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	続いて、予算決算特別委員会　藤本昌義　委員長にお願いします。
藤本委員長	予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。 本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、６月７日午前 11 時 20 分から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、議第 31 号「令和６年度吉野町一般会計補正予算（案）第１号について」は、補正規模は 805 万 5,000 円の増額で、予算規模を総額 61 億 705 万 5,000 円とするもので、地方債の補正は、限度額を「公民館改修」で 600 万円に増額するものであり、歳入の補正は、「国庫支出金」については、物価高騰対応重点支援地方創生交付金の 115 万 5,000 円、青少年教育施設を利用したネット依存対策推進事業委託金の 250 万円の計 365 万 5,000 円増額、「町債」

	は、過疎対策事業債の 440 万円の増額であり、歳出の補正は、「職員給与費」について４月の人事異動に伴う各款での増減があり、一般会計全体としては 880 万 6,000 円の減額であり、事業費の補正としては、総務費で「財政調整基金積立金」で 740 万 6,000 円、「移住定住促進事業」で 60 万円の増額、民生費では「電力・ガス・食料品等高騰緊急支援給付金事業」で新規非課税世帯等追加給付分の 115 万 5,000 円の増額、教育費の「青少年健全育成事業」では、青少年施設を利用したネット依存対策委員会への交付金の 250 万円、「中央公民館等管理運営事業」では、非常用発電機更新に伴う設計監理委託料の 520 万円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。 　次に、議第 32 号「令和６年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について」は、補正規模は 149 万 2,000 円の増額で、予算規模を総額 10 億 7,749 万 2,000 円とするもので、歳入の補正は、「国庫支出金」については、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の 149 万 2,000 円の増額であり、歳出の補正は、その補助金を活用した国民健康保険資格加入者通知の送付にかかるシステム改修委託料の 149 万 2,000 円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。 　次に、議第 33 号「令和６年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第１号について」は、４月の人事異動に伴う職員給与費の補正で、収益的支出で 219 万円、資本的支出で 890 万円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	上程議案の採決に入ります。 　日程２　議第 24 号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

	本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程3　議第25号「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程4　議第26号「吉野町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。

	よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程５　議第27号「吉野町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程６　議第28号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程７　議第29号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。

	おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。 日程８　議第30号「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。 日程９　議第31号「令和６年度吉野町一般会計補正予算（案）第１号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程10　議第32号「令和６年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）

	第１号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 11　議第 33 号「令和６年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第１号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 12　議第 34 号「動産の買入れに係る財産の取得について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　）

	異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。 日程13　議第35号「動産の買入れに係る財産の取得について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を可決することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案を可決することに決しました。 追加議案が提出されております。 日程14　選第3号「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） それでは、ただ今から「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、3名の立候補者があったため、奈良県後期高齢者医療広域連合規約第7条及び第8条に基づき、県内全ての町村議会において選挙が行われることとなったものであります。 なお、この選挙は広域連合規約第8条の規定により、県内全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっているため、会議規則第33条の規定に基づく、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補

	者の得票数までを報告することといたします。それでは、これより投票を行います。議場の閉鎖を命じます。 ただ今の出席議員総数は9名でございます。 次に立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定により、1番　上麻里議員、2番　藤本昌義議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 それでは、投票用紙を配布させます。 なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配布しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 投票用紙の配布もれはありませんか。 配布もれなしと認めます。 投票箱を点検させます。 立会人は前へお願いいたします。 投票箱は異状なしと認めます。 ただ今から投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。 （　議席1番より点呼　） 投票もれはありませんか。 投票もれなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 1番　上麻里議員、2番　藤本昌義議員、開票の立会いをお願いします。 選挙の結果を報告します。 投票総数　9票

	有効投票　9票 無効投票　0票 有効投票のうち 青木義勝候補　5票 松田哲子候補　4票 坂本博道候補　0票 以上のとおりです。 ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。 奈良県県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。 議場の閉鎖を解きます。 日程15　同第2号「吉野町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。 中井町長。
中井町長	中村憲文氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。 中村憲文氏は、経歴にもありますように、昭和43年3月に奈良県立吉野工業高等学校を卒業され、平成21年7月に松下電器産業株式会社を退職されました。また、平成25年4月から令和5年4月までは、楢井自治会長を務められており、町政地域活動のためにご尽力されております。 これまでの多方面にわたる知識と経験を生かし、委員としてご活躍いただけると確信しております。どうぞよろしくお願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。

	上滝議員。
上滝議員	賛成は賛成ですけど任期は何年ですか。4年ですか。それだけお答えください。
野木議長	中井町長。
中井町長	任期は3年でございます。
野木議長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （「意　見　な　し」　の声あり　） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 （「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。 日程16　「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 それぞれの委員長より会議規則第75条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。 （「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。 日程17　「議員派遣について」を議題といたします。

	会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。 本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。 おはかりします。 これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。 中井町長。
中井町長	閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 上程いたしました議案全てご承認いただき、誠にありがとうございます。 まず、一般質問につきまして、超高齢化社会における終活支援、スポーツ支援、災害対応に対応すべく安全安心につながる支援策、そしてまた今問われている政治倫理についてご質問をいただきました。また、ご提案もいただきご指摘もいただきました。いろいろな重要課題が多い中、部分最適ではなく全体最適で政策推進を進めてまいりたいと考えております。また、町民に信頼される行政運営の確立に向けて、内部統制の推進にも組織管理基本方針を定め進めてまいりたいと考えております。そして、議会閉会後でございますが、ただいま行政サービスの変革、新庁舎整備検討審議会も最終答申に向けて7月に審議会開催予定でございます。また、世界遺産登録20周年記念事業も活発化してまいります。積極的な周知はもちろんのこと、この機会を通して世界遺産の意義をしっかりと伝えてまいりたいと思います。 これから梅雨の季節が参ります。防災減災に向けても対策を講じながら、しっかりと安全安心を守ってまいりたいと考えております。

	最後になりましたけれども暑さ厳しくなってまいります。議員各位におかれましても熱中症にも注意していただき、議員活動をお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
野木議長	皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。 これをもちまして、令和6年第2回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。 （　午前　10時　33分　閉会　）